

# 全国歯科医師国民健康保険会報



題字：第82代 内閣総理大臣 橋本 龍太郎 閣下 写真：フリヒリアナ スペイン/撮影者 Y. S

2022.9 91号

全国歯科医師国民健康保険組合

栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

## 第91回通常組合会

# 令和3年度事業報告、歳入歳出決算を承認



令和4年7月24日（日）午後1時より、フクラシア東京ステーション「H会議室」において、第91回通常組合会が開催された。小林敏彦議長の挨拶の後、山下喜世弘副理事長の開会の辞に引き続き議事録署名人に岩手県支部の巻藤佐智子議員が指名された。

続いて、物故組会員に対する黙祷を行い、今年2月

に物故された栃木県支部前支部監事の白井康祐先生をはじめ、1種組合員18名、後期高齢者組合員11名、計29名のご冥福をお祈りした。

三塚憲二理事長の挨拶の後、令和3年度事業報告が行われ、議事に入り令和3年度補正予算案、令和3年度歳入歳出決算、令和3年度決算剰余金の処分、組合同約の一部改正案、令和4年度補正予算案について、慎重審議の結果、原案どおり可決承認された。



第91回通常組合会の様子

## ■議長挨拶（要旨） 小林議長

定刻になりましたので、只今より第91回通常組合会を開催いたします。

本日は新型コロナウイルス感染症が再拡大のなか、全国からご参集賜り、心からお礼申し上げます。



小林議長



増田副議長

## ■開会の辞（要旨） 山下副理事長

コロナの大変な状況のなか、組合会にご出席いただきまして、心よりお礼申し上げます。

今日はこのような時期でもございますし、是非時間を大切に、充実した協議をしていただきたく、皆様方のご協力をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。



山下副理事長

## ■理事長挨拶 三塚理事長

令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症も未だ収束の兆しも見えないが、令和4年こそは、コロナ禍からの『3年目』ではなく、日常を取り戻す回復の年にしなければならない。当組合の様々な感染症対応も、すべて積み上げで、いわば体質改善と考える。

さて、令和4年6月7日、「経済財政運営と改革の基本方針 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」(骨太方針2022)が経済財政諮問会議での答申を経て、閣議決定された。

歯科については『全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の更なる集積、生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)の具体的な検討、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療職間・医科歯科連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携、歯科衛生士・歯科技工士の人材確保、さらに歯科におけるICTの活用を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。また市場価格に左右されない歯科用材料の導入を推進する。』と明記されている。



三塚理事長

### ◆歯周病との関係が指摘されている主な病気

心筋梗塞	リスクが2.8倍に
早産・低体重児出産	リスクが7倍に
膵臓がん	リスクが1.6倍に
糖尿病	多くの患者が併発

他に脳卒中、動脈硬化、誤嚥性肺炎、関節リウマチ、骨粗しょう症なども

中でも、国民皆歯科健診の具体的な検討についての明記は、長年の課題である各ライフステージに沿った歯科健診による国民の健康維持・増進について、国の制度の中に取り入れることにより、図られることが期待され、令和7年頃の導入に向けての活発な議論に希望が膨らむところである。

一方、社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進の項目の中に、『オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、2023年4月から導入を原則として義務化する』と明記されている。

政府は医療機関のデジタル化の基盤として、窓口でマイナンバーカードをかざして資格を確認できるシステムの導入を進めるとしているが、現状では全体の2割程度にとどまり、歯科医療機関では更に導入が遅れている現状がある。25年には、団塊の世代が全員75歳以上となり、介護や在宅医療の増大で、医療体制が更に負荷が増えることを見越してのデジタル化の促進の必要性は理解できるものの、このままでは、ほとんどの歯科医療機関では対応ができないのが現実で、あまりにも拙速すぎ、現場を無視した提言であると言わざるを得ない。今後の政府の対応を注視したい。

国保関係については、財務省の財政制度等審議会が令和4年5月25日、建議「歴史の転換点における財政運営」をまとめ、公表した。高齢化で費用が高む社会保障費の効率化策を並べる中で、「保険者努力支援制度」について「聖域ではない」として、予防・健康づくりの費用対効果の検証が不十分とし、疑問視した。また「所得水準の高い国民健康保険組合に対する定率補助を廃止することも検討すべきである」としている。これを受け、財務省は早期に1500億円規模の同制度の予算削減を目指す考えを示し、予断を許さない環境になった。

その様な中、令和6年度からの国庫補助率を決定する所得調査について6月13日付で通知された。今回は情報連携からとなるので、東京事務所での対応となる。厳しい補助率が予測され、令和6年度より3年間の国庫補助率に備え、来年度からの対応を視野に入れての検討に入る所存である。引き続きのご支援とご理解を賜りたい。

### オンライン資格確認の導入状況（5月15日時点）

○ オンライン資格確認に必要である顔認証付きカードリーダーの申込は約6割（約13万施設）となっているが、システム改修が終了し、準備が完了している施設が約25%、運用を開始している施設が19%となっており、引き続き、**導入の加速化に向けた取組・支援が必要**となっている。

	① 顔認証付きカードリーダー 申込施設数	② 準備完了施設数	③ 運用開始施設数
<b>全体</b> <small>本格運用開始10/20時点 との比較</small>	132,865 / 229,528 施設 <b>57.9%</b> 56.3%→ <b>57.9%</b> (+1.6%)	56,619 / 229,528 施設 <b>24.7%</b> 8.9%→ <b>24.7%</b> (+15.8%)	43,693 / 229,528 施設 <b>19.0%</b> 5.1%→ <b>19.0%</b> (+13.9%)
<b>病院</b> <small>本格運用開始10/20時点 との比較</small>	6,473 / 8,208 施設 77.5%→ <b>78.9%</b> (+1.4%)	3,465 / 8,208 施設 19.7%→ <b>42.2%</b> (+22.5%)	2,911 / 8,208 施設 12.8%→ <b>35.5%</b> (+22.7%)
<b>医科診療所</b> <small>本格運用開始10/20時点 との比較</small>	41,074 / 89,558 施設 44.0%→ <b>45.9%</b> (+1.9%)	15,669 / 89,558施設 6.8%→ <b>17.5%</b> (+10.7%)	11,635 / 89,558施設 3.6%→ <b>13.0%</b> (+9.4%)
<b>歯科診療所</b> <small>本格運用開始10/20時点 との比較</small>	35,267 / 70,658 施設 48.6%→ <b>49.9%</b> (+1.3%)	12,183 / 70,658 施設 6.6%→ <b>17.2%</b> (+10.6%)	9,118 / 70,658 施設 4.0%→ <b>12.9%</b> (+8.9%)
<b>薬局</b> <small>本格運用開始10/20時点 との比較</small>	50,051 / 61,104 施設 80.7%→ <b>81.9%</b> (+1.2%)	25,302 / 61,104施設 13.2%→ <b>41.4%</b> (+28.2%)	20,029 / 61,104施設 7.5%→ <b>32.8%</b> (+25.3%)

オンライン資格確認等システムの導入状況（医療保険部会1 220525）

## 令和3年度事業報告

齊藤専務理事



齊藤専務理事

### I 事業報告

#### 1. 国庫補助率（定率分）

平成30年度の所得調査により令和2年度から以下の国庫補助率（3年度間）となった。

		令和3年度
医療分	一般被保険者	30.0%
	組合特定被保険者	13.0%
介護納付金分	一般被保険者	30.0%
	組合特定被保険者	16.1%
後期高齢者支援金分	一般被保険者	30.0%
	組合特定被保険者	16.1%

#### 2. 保険料について

新型コロナウイルス感染症により医業収入等が減収した被保険者に対して、保険料の免除措置を行った。

- ・国による保険料免除措置（国庫補助対象）  
死亡/重篤/令和2年の収入と比較し令和3年の収入見込みが30%以上減少の場合
- ・組合独自の保険料免除措置  
①10日間以上休診・休職し収入が減少した場合  
②令和元年の収入と比較し令和3年の収入見込みが50%以上減少の場合

#### 3. 保険給付について

##### （1）新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金（国庫補助対象）

被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり感染が疑われたときに、療養のため労務に服することが出来なかったことにより、給与等の全部又は一部を受けることができなかった場合、その労務に服することが出来なくなった日から起算して3日を経過した日から新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給することとした。

#### 4. 保健事業について

##### （1）特定健診

ICT（PC・スマートフォン）を活用した特定保健指導を導入した。

##### （2）歯科健診

対象は、2・3種組合員と1・2・3種の家族（健診時18歳以上の者）。健診をした1種組合員に、歯科健診文書料及び指導料として受診者一人当たり1,000円を支給することとした。

##### （3）節目健診

新型コロナウイルス感染症拡大を考慮し、令和2年度該当者に対しては、1年間期間延長した。

#### 5. 特別支部運営費交付金

インセンティブ交付分の算定には、前年度の特定健診・特定保健指導受診率及びがん検診受診率によって配分したが、令和3年度は、歯科健診文書料等も加えることとした。

#### 6. コンプライアンス研修会（Webでの配信）

- 研修日時 令和3年11月25日 13時～

#### 7. 健康づくり推進部会（Webでの配信）

- 研修日時 令和3年11月25日 14時～

#### 8. 申請書等の押印の省略

令和3年度より申請書等の押印省略を進め、組合員の利便性の向上を図った。

（給付等支給申請書、第三者求償事務に係る書類、レセプト開示に係る書類は、除く）

#### 9. その他

新型コロナウイルス感染症対策で、会議等開催をWeb会議のほか、ハイブリッド会議等に対応した。

組合会（現地開催2回）

理事会（ハイブリッド開催3回 Web会議1回）

常務会（ハイブリッド開催2回 Web会議1回）

10. 令和3年度単年度収支

単年度差引残高は、407,614,647円の黒字となった。

<内訳>

歳入(歳入合計-繰越金-繰入金)	19,618,938,083円
歳出合計	19,211,323,436円
	407,614,647円

以下、令和3年度の事業計画に沿って報告する。

## II 事業の実施状況

1. 被保険者・後期高齢者組合員の状況

(1) 種別被保険者数(平均)

種別		令和3年度	令和2年度	伸び率
組合員	1種	11,111	11,231	▲ 1.07
	2種	1,448	1,409	2.77
	3種	27,674	27,300	1.37
	計	40,234	39,940	0.74
家族	1種	18,507	19,156	▲ 3.39
	2種	1,091	1,074	1.58
	3種	4,061	4,014	1.17
	計	23,659	24,244	▲ 2.41
合計	1種	29,618	30,387	▲ 2.53
	2種	2,539	2,483	2.26
	3種	31,735	31,314	1.34
	計	63,892	64,184	▲ 0.45

【再掲】

前期高齢者・未就学児・介護保険第2号被保険者・組合特定被保険者(平均)

種別		前期高齢者	未就学児	介護第2号	組合特定※
組合員	1種	3,397	-	7,089	1,053
	2種	36	-	536	1,087
	3種	451	-	11,551	17,010
	計	3,884	-	19,176	19,150
家族	1種	2,112	1,304	6,192	2,244
	2種	21	410	133	788
	3種	415	458	674	2,538
	計	2,548	2,172	6,999	5,570
合計	1種	5,509	1,304	13,281	3,297
	2種	57	410	669	1,875
	3種	866	458	12,225	19,548
	計	6,432	2,172	26,175	24,720

※1種組合員、2種組合員で組合特定被保険者とは、主に医療法人事業所従事者。

(2) 後期高齢者組合員数(平均)

令和3年度	令和2年度	伸び率
1,056	996	6.02

2. 保険料収納の状況

種別	令和3年度			令和2年度			収納額の伸び率	
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率		
基礎賦課額	均等割	6,236,352,200	6,235,052,200	99.98	6,233,522,500	6,232,072,900	99.98	0.05
	所得割	2,574,041,265	2,573,515,965	99.98	2,590,169,521	2,589,648,148	99.98	▲ 0.62
後期高齢者支援金等賦課額	2,565,942,600	2,565,385,000	99.98	2,571,875,600	2,571,256,800	99.98	▲ 0.23	
介護納付金賦課額	1,224,658,500	1,224,280,200	99.97	1,219,608,000	1,219,315,500	99.98	0.41	
後期高齢者賦課額	62,905,000	62,905,000	100.00	58,945,000	58,915,000	99.95	6.77	
合計	12,663,899,565	12,661,138,365	99.98	12,674,120,621	12,671,208,348	99.98	▲ 0.08	

(注1) 滞納繰越金を含まず。

(注2) 令和3年度保険料免除額 3種女性組合員の一人親の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者(基礎賦課額16,332,000円、後期高齢者支援金等賦課額35,465,400円、合計51,797,400円)

3. 国庫支出金の交付状況

項 目	令和3年度	令和2年度	伸び率
事務費負担金	48,633,968	48,733,876	▲ 0.21
療養給付費補助金	4,154,275,352	3,896,064,143	6.63
後期高齢者支援金補助金	1,369,147,438	1,537,220,004	▲ 10.93
介護納付金補助金	728,436,286	655,570,883	11.11
出産育児一時金等補助金	103,585,000	107,580,000	▲ 3.71
高額医療費共同事業補助金	30,069,000	27,105,000	10.94
特別調整補助金	120,396,000	144,938,000	▲ 16.93
特定健康診査等補助金	2,602,000	2,159,000	20.52
災害臨時特例補助金	2,144,000	28,633,000	▲ 92.51
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	220,000	116,905,000	▲ 99.81
合 計	6,559,509,044	6,564,908,906	▲ 0.08

(注1)記載の無い国庫支出金項目については、令和2年度及び令和3年度共に交付金無し

(注2)介護納付金補助金の令和2年度分には、過年度分を含む

4. 保険給付の状況

(1) 給付割合

種 別	給付割合
①組合員	7割給付
②家族	7割給付
③義務教育就学前まで	8割給付
④前期高齢者(70～74歳) ・現役並み所得者 ・一般所得者	7割給付 8割給付

(2) 療養給付費の給付状況

診療月	令和3年度	令和2年度	伸び率
4月	657,670,409	568,263,464	15.73
5月	593,441,236	519,422,621	14.25
6月	652,571,130	591,518,225	10.32
7月	682,194,283	620,983,834	9.86
8月	633,904,149	595,790,623	6.40
9月	642,653,284	606,147,139	6.02
10月	655,521,958	682,004,647	▲ 3.88
11月	628,149,977	582,000,617	7.93
12月	684,957,328	649,767,708	5.42
1月	650,886,136	591,483,977	10.04
2月	589,636,370	588,620,700	0.17
3月	757,624,795	725,802,462	4.38
合計	7,829,211,055	7,321,806,017	6.93
年間月平均	652,434,255	610,150,501	6.93

(3) 総医療費の状況

診療月	令和3年度	令和2年度	伸び率
4月	931,794,028	804,759,017	15.79
5月	840,524,789	736,842,573	14.07
6月	923,155,583	836,484,885	10.36
7月	962,764,852	879,476,584	9.47
8月	897,760,827	845,161,635	6.22
9月	910,252,755	858,253,507	6.06
10月	926,881,402	965,194,172	▲ 3.97
11月	888,044,984	824,055,809	7.77
12月	970,400,223	919,850,095	5.50
1月	921,380,789	837,842,036	9.97
2月	835,535,098	833,829,618	0.20
3月	1,070,869,721	1,026,450,343	4.33
合計	11,079,365,051	10,368,200,274	6.86
年間月平均	923,280,421	864,016,690	6.86

(4) 歯科給付の給付状況

令和3年度		令和2年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
39,955	355,287,764	36,387	326,143,270	9.81	8.94

(5) 高額療養費の支給状況

令和3年度		令和2年度		伸び率	
件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額
7,478	752,533,977	6,911	713,352,280	8.20	5.49

(6) 高額医療・高額介護合算療養費の支給状況

令和3年度		令和2年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1	83	1	8,829	0.00	▲ 99.06

(7) 高額療養費外来年間合算の支給状況

令和3年度		令和2年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	3	70,789	▲ 100.00	▲ 100.00

(8) 出産育児一時金の支給状況

令和3年度		令和2年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1,060	444,619,063	982	412,645,397	7.94	7.75

(注) 直接支払の事務費を含む。

(9) 葬祭費の支給状況

令和3年度		令和2年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
77	17,100,000	72	16,650,000	6.94	2.70

(10) 療養費の支給状況

令和3年度		令和2年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
22,744	92,986,066	21,237	87,618,316	7.10	6.13

(11) 傷病手当金の支給状況

令和3年度		令和2年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1,718	58,109,321	1,679	54,686,917	2.32	6.26

※ 1 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の 107 件 5,877,321 円を含む

※ 2 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の 10 件 658,417 円を含む

(12) 出産手当金の支給状況

令和3年度		令和2年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
785	98,904,000	694	87,115,500	13.11	13.53

5. 高額医療費共同事業の状況

項目	令和3年度	令和2年度	伸び率
収入	交付金	373,102,000	389,531,000 ▲ 4.22
	国庫補助金	30,069,000	27,105,000 10.94
	収入合計	403,171,000	416,636,000 ▲ 3.23
支出	拠出金	377,254,000	343,864,000 9.71
	支出合計	377,254,000	343,864,000 9.71
収支差額	25,917,000	72,772,000 ▲ 64.39	

6. 保健事業の状況

(1) 支部保健事業費の交付状況

定額交付分 【各支部一律 1,300,000 円】	被保険者割交付分 【被保険者 1 人当たり 1,000 円】		交付額合計
	被保険者数 (人)	交付額	
26,000,000	64,149	64,149,000	90,149,000

(2) 節目健診事業助成金の支給状況 (75歳未満)

令和3年度		令和2年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
4,196	109,010,450	3,274	85,621,243	28.16	27.32

(3) インフルエンザ予防接種事業助成金の支給状況

令和3年度		令和2年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
24,870	75,707,337	28,005	83,819,700	▲ 11.19	▲ 9.68

(4) がん検診事業助成金の支給状況

令和3年度		令和2年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
5,700	29,647,524	4,237	21,388,851	34.53	38.61

(5) 歯科健診文書料及び指導料の支給状況

令和3年度		令和2年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
4,506	5,980,927	2,644	1,704,017	70.42	250.99

(6) 特定健診・特定保健指導の実施状況

① 特定健診の実施状況

令和3年度				令和2年度			
該当者	受診者	実施率	支給額	該当者	受診者	実施率	支給額
33,256	9,153	27.52	89,376,589	32,767	7,829	23.89	62,106,262

② 特定保健指導の実施状況

令和3年度				令和2年度			
該当者	受診者	実施率	支給額	該当者	受診者	実施率	支給額
856	37	4.32	253,081	873	20	2.29	147,785

(7) 医療費通知の実施状況

年6回(2ヵ月間の診療分ごとに通知)実施。

(8) 後期高齢者組合員保健事業の実施状況

① 傷病見舞金の支給状況

令和3年度		令和2年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
199	15,756,000	206	20,704,000	▲ 3.40	▲ 23.90

② 死亡見舞金の支給状況

令和3年度		令和2年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
52	15,600,000	56	16,800,000	▲ 7.14	▲ 7.14

③ 節目健診事業助成金の支給状況

令和3年度		令和2年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
35	1,062,193	17	482,000	105.88	120.37

(9) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)差額通知の実施状況(費用は、全額国庫補助対象)

年2回(令和3年5月、令和3年11月診療分)実施。

(10) メンタルヘルスカウンセリング利用状況(費用は、全額国庫補助対象)

電話100件 面接23件 Web1件 令和3年度合計124件

(11) 糖尿病性腎症重症化予防事業

特定健診受診者で糖尿病性腎症重症化予防プログラムに係る対象者(空腹時血糖126mg/dl以上又はHbA1c6.5%以上)を抽出し、糖尿病受療歴がない59名に受診勧奨を行った。

7. レセプト点検事業の実施状況（令和2年度点検分）

(1) レセプト2次点検

委託料	効果額	差引額 (A)	国庫補助 (B)	(A) + (B)
6,950,160	6,139,990	▲ 810,170	6,950,000	6,139,830

※東京事務所で実施している高額レセプト点検分を含む

(2) 高額レセプト点検（令和3年度点検分）

委託料 300万円 費用は、全額国庫補助対象  
再審査申請件数 121件 効果額 80,040円

8. 広報活動の実施状況

(1) 組合報を年2回発行

(2) ホームページ活用の実施

### III 事務処理の適正化と効率化

医療制度改革に伴い、業務量の増大及び内容の複雑化が一層進展している。そうした中、安定した魅力ある国保組合を目指すには役員、職員が信頼し協力しあって業務を推進していかなければならない。コロナ禍においても Web 会議等、積極的に参加し、情報収集に努めるとともに、役員、職員間での情報伝達に努め、より良い事業運営を目指した。

### IV 事務研修会の開催

1. 支部事務所職員対象の研修会

(1) 日時 令和3年4月16日(金) 13時30分

(2) 場所 Web による研修

(3) 研修内容

- ①令和2年度規約の改正について
- ②新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免について
- ③がん検診について
- ④特定健診・特定保健指導について
- ⑤歯科健診について

### V コンプライアンス研修会の開催及び健康づくり推進部会の開催

1. コンプライアンス研修会

(1) 日時 令和3年11月25日(木) 13時00分

(2) 場所 東京事務所より Web 講演

(3) 研修内容

講演（講師：弁護士 中西真也氏）  
『企業内ハラスメントの事例研究～LGBT に関する問題を中心に～』

2. 健康づくり推進部会

(1) 日時 令和3年11月25日(木) 14時00分

(2) 場所 東京事務所より Web 講演

(3) 研修内容

講演（講師：日本歯科総合研究機構主任研究員 恒石美登里氏）  
『健康づくり推進に寄与する口腔健康管理』

## Ⅵ 諸会議の開催

### 1. 組合会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第89回通常組合会	2021年7月18日(日)	フクラシア丸の内オアゾ
第90回通常組合会	2022年3月30日(水)	フクラシア東京ステーション

### 2. 理事会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回理事会	2021年6月30日(水)	フクラシア丸の内オアゾ(web併用)
第2回理事会	2021年8月4日(水)	web配信
第3回理事会	2021年11月17日(水)	フクラシア丸の内オアゾ(web併用)
第4回理事会	2022年3月17日(木)	フクラシア丸の内オアゾ(web併用)

### 3. 常務会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回常務会	2021年5月19日(水)	web開催
第2回常務会	2021年7月18日(日)	開催中止
第3回常務会	2021年10月27日(水)	フクラシア丸の内オアゾ(web併用)
第4回常務会	2021年11月17日(水)	開催中止
第5回常務会	2022年2月23日(水)	フクラシア丸の内オアゾ(web併用)
第6回常務会	2022年3月30日(水)	開催中止

### 4. 監事会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回監事会	2021年6月16日(水)	東京事務所
第2回監事会	2022年2月24日(木)	東京事務所

### 5. 打合会

会議名	開催日	開催状況及び場所
議長団打合会	2021年7月18日(日)	フクラシア丸の内オアゾ
打合会	2022年3月30日(水)	フクラシア東京ステーション

### 6. 事務研修会

会議名	開催日	開催状況及び場所
職員事務研修会	2021年4月16日(金)	web開催

### 7. コンプライアンスに関する研修会

会議名	開催日	開催状況及び場所
コンプライアンス研修会	2021年11月25日(木)	東京事務所よりweb配信
健康づくり推進部会	2021年11月25日(木)	東京事務所よりweb配信

## Ⅶ 関係団体の会議開催状況

### 1. 栃木県庁関係

会議名	開催日	開催状況及び場所
国保主管課長(事務局長)会議		書面開催
第1回保険者協議会		書面開催
第2回保険者協議会	2022年3月17日(木)	web開催 欠席
トップセミナー	2022年3月17日(木)	web開催 欠席

### 2. 栃木県国保連合会関係

会議名	開催日	開催状況及び場所
国民健康保険事務新任担当者等研修会		開催中止
特定健診等データ管理システム担当者説明会	2021年5月24日(月)	web出席
第三者行為損害賠償求償事務担当職員研修会	2021年5月26日(水)	web出席
保険者事務共同電算処理事業担当職員研修会	2021年6月3日(木)	web出席
レセプト点検担当職員研修会	2021年6月28日(月)	web出席
第1回保健事業支援・評価委員会		資料配布
特定健診・特定保健指導実践者育成研修会	2021年7月6日(火)	欠席
特定健診・特定保健指導実践者育成研修会	2021年7月14日(水)	欠席
第1回保健事業専門研修	2021年7月29日(木)	欠席
第2回保健事業支援・評価委員会	2021年8月11日(水)	web出席
オンライン等資格確認システム説明会	2021年9月8日(水)	web出席
オンライン等資格確認システムに係る医療保険者等基幹システムベンダ向け説明会	2021年9月30日(木)	web出席
第三者行為求償事務アドバイザーによる研修及び意見交換会	2021年10月8日(金)	web出席
療養費適正化研修会	2021年12月1日(水)	web出席
第3回保健事業支援・評価委員会	2021年12月9日(木)	web出席
糖尿病重症化予防プログラム研修会	2021年12月23日(木)	欠席
第4回保健事業支援・評価委員会	2022年3月8日(火)	欠席

### 3. 全協関係

#### (1) 総会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第77回通常総会	2021年6月18日(金)	アルカディア市ヶ谷
第78回通常総会	2022年3月18日(金)	明治記念館

#### (2) 関東甲信越支部関係

会議名	開催日	開催状況及び場所
関東甲信越支部総会		書面表決
関東甲信越支部事務(局)長研修会		資料配布

#### (3) 研修会

会議名	開催日	開催状況及び場所
職員研修会	2021年7月12日(月)	web出席
第1回事務(局)長研修会	2021年9月7日(火)	web出席
第1回理事長・役員研修会	2021年9月16日(木)	アルカディア市ヶ谷
実行運動本部委員会	2021年10月22日(金)	欠席
国民健康保険組合被保険者全国大会	2021年11月18日(木)	開催中止
保健事業推進担当者研修会	2021年11月26日(金)	全国町村会館
第1回制度研究検討委員会	2021年11月29日(月)	web出席
第2回事務(局)長研修会	2022年1月14日(金)	web出席
第1回高額療養費共同事業検討WT	2022年1月31日(月)	web出席
第2回理事長・役員研修会	2022年2月2日(水)	アルカディア市ヶ谷
第2回高額療養費共同事業検討WT	2022年3月4日(金)	web出席
第3回高額療養費共同事業検討WT	2022年3月29日(火)	欠席

#### 4. 全歯連関係

##### (1) 総会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回通常総会	2021年7月7日(水)	アルカディア市ヶ谷
第2回通常総会	2022年3月16日(水)	書面決議

##### (2) 理事会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回理事会	2021年6月8日(火)	web開催
第2回理事会	2021年7月7日(水)	アルカディア市ヶ谷
第3回理事会	2021年9月28日(火)	web開催
第4回理事会	2022年2月15日(火)	web開催
第5回理事会	2022年3月16日(水)	アルカディア市ヶ谷

##### (3) 委員会

会議名	開催日	開催状況及び場所
第1回調査委員会	2021年9月28日(火)	web開催
第2回調査委員会	2021年10月26日(火)	web開催
第3回調査委員会	2021年12月16日(木)	web開催

#### 5. その他

会議名	開催日	開催状況及び場所
令和2年度東海信越地区歯科医師会、同国保組合、全国歯国保組合合同事務長会		開催中止
国保制度改善強化全国大会	2021年11月19日(金)	有楽町朝日ホール

## 議事

### 第1号議案 令和3年度補正予算(案)について議決を求める件 鈴木副理事長

鈴木副理事長より令和3年度補正予算(案)について説明の後、採決に入り  
挙手多数により可決承認された。



鈴木副理事長

#### (補正の理由)

療養給付費が当初予算額を超過し、予備費予算額では充当できないため前期高齢者納付金及び保健事業費疾病予防費より予算額を補正する。

#### (要旨)

決算額が予算額を超過したため、予備費より、組合協議会負担金、社会保障・税番号制度システム整備事業費、療養費、審査手数料、高額療養費、出産育児諸費、葬祭費、出産手当金、償還金に384,290,806円充当すると、予備費の予算は123,095,194円残る。

療養給付費の予算は7,574,000,000円、決算額は7,829,211,055円のため、不足額は255,211,055円である。予備費の上記残りを充当し、不足している132,115,861円を、前期高齢者給付金及び保険事業費の疾病予防費の予算より補正する。

## 令和3年度 歳入歳出予算補正事項別明細書

(歳入)

(単位 円)

款	項	目	当初予算額	補正予算額	計	節		説明
						区分	金額	
令和3年度歳入合計			19,312,144,000	0	19,312,144,000			

※歳入の補正は無し

(歳出)

(単位 円)

款	項	目	当初予算額	補正予算額	予備費充当額	計	節		説明
							区分	金額	
3 保険給付費	1 療養諸費	1 療養給付費	7,574,000,000	132,120,000	123,095,194	7,829,215,194			療養給付費の予算額が不足している為補正前期高齢者納付金から5,560千円保健事業費から126,560千円
							19 負担金補助交付金	7,829,215,194	
5 前期高齢者納付金	1 前期高齢者納付金	1 前期高齢者納付金	2,117,076,000	▲ 5,560,000		2,111,516,000			療養給付費の予算額が不足している為補正5,560千円
							19 負担金補助交付金	2,111,516,000	
8 保健事業費	2 保健事業費	1 疾病予防費	490,295,000	▲ 126,560,000		363,735,000			療養給付費の予算額が不足している為補正126,560千円
							19 負担金補助交付金	363,735,000	
令和3年度歳出合計			19,312,144,000	0	0	19,312,144,000			

### 第2号議案 令和3年度歳入歳出決算について議決を求める件

鈴木副理事長

鈴木副理事長より令和3年度歳入歳出決算について説明の後、採決に入り挙手多数により可決承認された。

#### 歳入

- ・国民健康保険料は、前年度と比較すると14,086,365円減の12,664,551,165円であった。この内、前年度と比較して医療給付費は15,883,165円減、後期高齢者は6,667,000円減、介護納付金は4,488,800円増、後期組合員は3,975,000円増であった。
- ・国庫支出金は、前年度と比較すると5,399,862円減の6,559,509,044円であった。一番大きく減ったのは社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、116,685,000円減であった。
- ・前期高齢者交付金は、当組合における前期高齢者加入者の構成割合が、全保険者の平均値より低いため令和3年度も交付金はなかった。
- ・共同事業交付金について、国庫補助金と交付金の合計から拠出金を引いた残額は、25,917,000円であった。
- ・財産収入は、全体で前年度より10,514,262円少ない12,359,638円だった。
- ・繰越金は、予算額2,500,000,000円に対して4,459,687,053円であった。



## 歳出

- ・組合会費は、令和2年度の組合会が2度中止していることから、前年度と比較すると11,718,567円増の13,181,710円であった。
- ・総務費は、社会保障・税番号制度システム整備事業費が133,499,949円減のため、全体で前年度と比較すると58,220,570円減の612,350,104円であった。役員会費は25,254,168円増、一般管理費は52,226,861円増であった。
- ・保険給付費は、予算額より316,134,382円超過の9,360,799,382円であった。令和2年度の保険給付費が前年度比105,691,148円減の8,757,390,583円だったため、低い予算を立ててしまった。
- ・後期高齢者支援金は、3月の追加交付があっても、差額で35,591,840円の赤字であった。当初予算で赤字計上をしていた。
- ・前期高齢者納付金は、1,505,434,395円を基礎賦課額から支出したことになる。
- ・介護納付金は、3月の追加交付があったが差額で8,009,017円の赤字であった。
- ・共同事業拠出金は、377,254,000円で前年度と比べて33,390,000円の増であった。
- ・保健事業費は、453,360,339円で前年度と比べて32,847,484円増であった。
- ・償還金は、療養給付費補助金302,318,301円、特調135,000円、事務費負担金7,308,262円、出産育児一時金等補助金4,535,000円、災害臨時特例補助金135,000円、計314,431,563円を償還した。

## 財産状況報告

- ・積立金は6,840,199,972円を保有している。平成30年度時の法定積立金の超過保有額は約11億円、令和元年度が約9億円、令和2年度は約10億円、令和3年度が合計814,543,444円となり、少しずつ減ってきている。何年後に法定積立金を積み立てなければならぬ状況になると考えられる。

### 財産状況報告(令和3年度末)

#### 1. 積立金

科 目	金 額(円)
① 特別積立金※	1,903,090,000
② 給付費等支払準備金積立金※	1,064,772,000
③ 別途積立金	125,000,000
④ 事務所維持・拡充積立金	266,325,000
⑤ 役員退職慰労金積立金	6,547,164
⑥ 職員退職手当積立金	274,465,808
⑦ 国保事業安定積立金	3,200,000,000
合 計	6,840,199,972

※法定積立金

#### 2. 固定資産

科 目	金 額(円)
土地建物(東京事務所)	380,000,000

#### 3. 什器備品

##### (1) 東京事務所

品 目	数量
ウォシュレット	3
新基幹システム用端末機	15
新基幹システム端末機(データセンタ設置)	1
新基幹システムルータ機器(データセンタ設置)	1
レーザープリンタ	3
カードプリンタ	1
パソコン	14
タブレット型情報端末	37
統合専用端末	1
Web会議用カメラ	2
Web会議用テレビ	2
Web会議用音響機器	1

##### (2) 支部事務所

品 目	数量
レーザープリンタ	20
新基幹システム端末機	29
ファクシミリ	2
カードプリンタ	20

## 令和3年度 全国歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入未済額	予算現額と収入済 額との比較
1. 国民健康保 険料		12,571,950,000	12,676,787,449	12,664,551,165	0	12,236,284	92,601,165
	1. 国民健康保険料	12,571,950,000	12,676,787,449	12,664,551,165	0	12,236,284	92,601,165
2. 使用料及び 手数料		1,000	21,000	21,000	0	0	20,000
	1. 手数料	1,000	21,000	21,000	0	0	20,000
3. 国庫支出金		3,948,523,000	6,559,509,044	6,559,509,044	0	0	2,610,986,044
	1. 国庫負担金	44,039,000	48,633,968	48,633,968	0	0	4,594,968
	2. 国庫補助金	3,904,484,000	6,510,875,076	6,510,875,076	0	0	2,606,391,076
4. 前期高齢者 交付金		2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
	1. 前期高齢者交付金	2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
5. 共同事業交 付金		263,792,000	373,102,000	373,102,000	0	0	109,310,000
	1. 共同事業交付金	263,792,000	373,102,000	373,102,000	0	0	109,310,000
6. 財産収入		9,421,000	12,359,638	12,359,638	0	0	2,938,638
	1. 財産運用収入	9,421,000	12,359,638	12,359,638	0	0	2,938,638
7. 繰入金		18,406,000	18,400,000	18,400,000	0	0	▲ 6,000
	1. 特別積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	2. 給付費等支払準備 金積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	3. 別途積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	4. 事務所維持・拡充 積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	5. 役員退職慰労金積 立金繰入金	18,400,000	18,400,000	18,400,000	0	0	0
	6. 職員退職手当積立 金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	7. 国保事業安定積立 金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
8. 繰越金		2,500,000,000	4,459,687,053	4,459,687,053	0	0	1,959,687,053
	1. 繰越金	2,500,000,000	4,459,687,053	4,459,687,053	0	0	1,959,687,053
9. 諸収入		49,000	9,395,236	9,395,236	0	0	9,346,236
	1. 延滞金及び過料	1,000	386,700	386,700	0	0	385,700
	2. 立替収入	1,000	372,366	372,366	0	0	371,366
	3. 預金利子	41,000	53,528	53,528	0	0	12,528
	4. 雑入	6,000	8,582,642	8,582,642	0	0	8,576,642
歳 入 合 計		19,312,144,000	24,109,261,420	24,097,025,136	0	12,236,284	4,784,881,136

## 歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	予算現額と 支出済額との比較
1. 組合会費		19,670,000	13,181,710	0	6,488,290
	1. 組合会費	19,670,000	13,181,710	0	6,488,290
2. 総務費		689,683,320	612,350,104	0	77,333,216
	1. 総務管理費	689,682,320	612,350,104	0	77,332,216
	2. 徴収費	1,000	0	0	1,000
3. 保険給付費		9,365,032,117	9,360,799,382	0	4,232,735
	1. 療養諸費	7,989,321,407	7,989,317,268	0	4,139
	2. 高額療養費	754,533,977	752,534,060	0	1,999,917
	3. 移送費	1,000,000	0	0	1,000,000
	4. 出産育児諸費	444,834,733	444,834,733	0	0
	5. 葬祭費	17,100,000	17,100,000	0	0
	6. 傷病手当金	59,338,000	58,109,321	0	1,228,679
	7. 出産手当金	98,904,000	98,904,000	0	0
4. 後期高齢者支援金等		3,976,574,000	3,970,855,678	0	5,718,322
	1. 後期高齢者支援金等	3,976,574,000	3,970,855,678	0	5,718,322
5. 前期高齢者納付金等		2,111,726,000	2,106,718,657	0	5,007,343
	1. 前期高齢者納付金等	2,111,726,000	2,106,718,657	0	5,007,343
6. 介護納付金		1,961,093,000	1,961,092,003	0	997
	1. 介護納付金	1,961,093,000	1,961,092,003	0	997
7. 共同事業拠出金		377,315,000	377,254,000	0	61,000
	1. 共同事業拠出金	377,313,000	377,254,000	0	59,000
	2. 共同事業負担金	2,000	0	0	2,000
8. 保健事業費		455,335,000	453,360,339	0	1,974,661
	1. 特定健康診査等事業費	91,600,000	89,629,670	0	1,970,330
	2. 保健事業費	363,735,000	363,730,669	0	4,331
9. 積立金		41,284,000	41,280,000	0	4,000
	1. 積立金	41,284,000	41,280,000	0	4,000
10. 諸支出金		314,431,563	314,431,563	0	0
	1. 償還金	314,431,563	314,431,563	0	0
11. 予備費		0	0	0	0
	1. 予備費	0	0	0	0
歳出合計		19,312,144,000	19,211,323,436	0	100,820,564

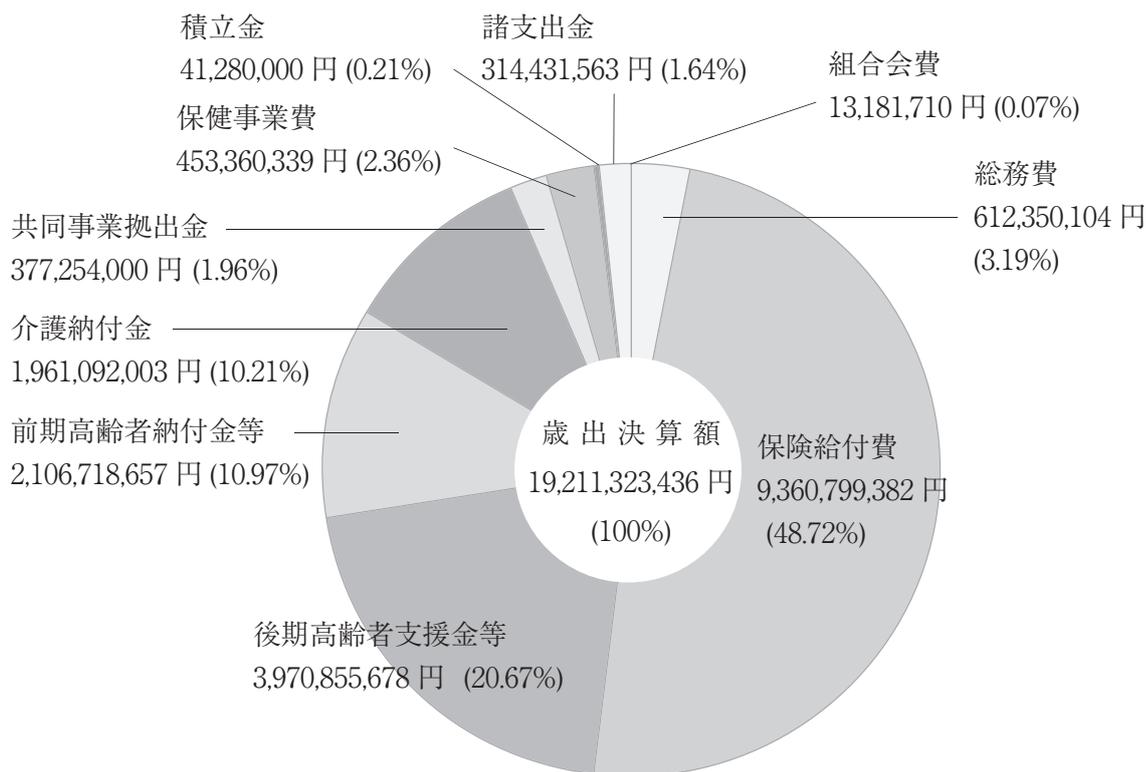
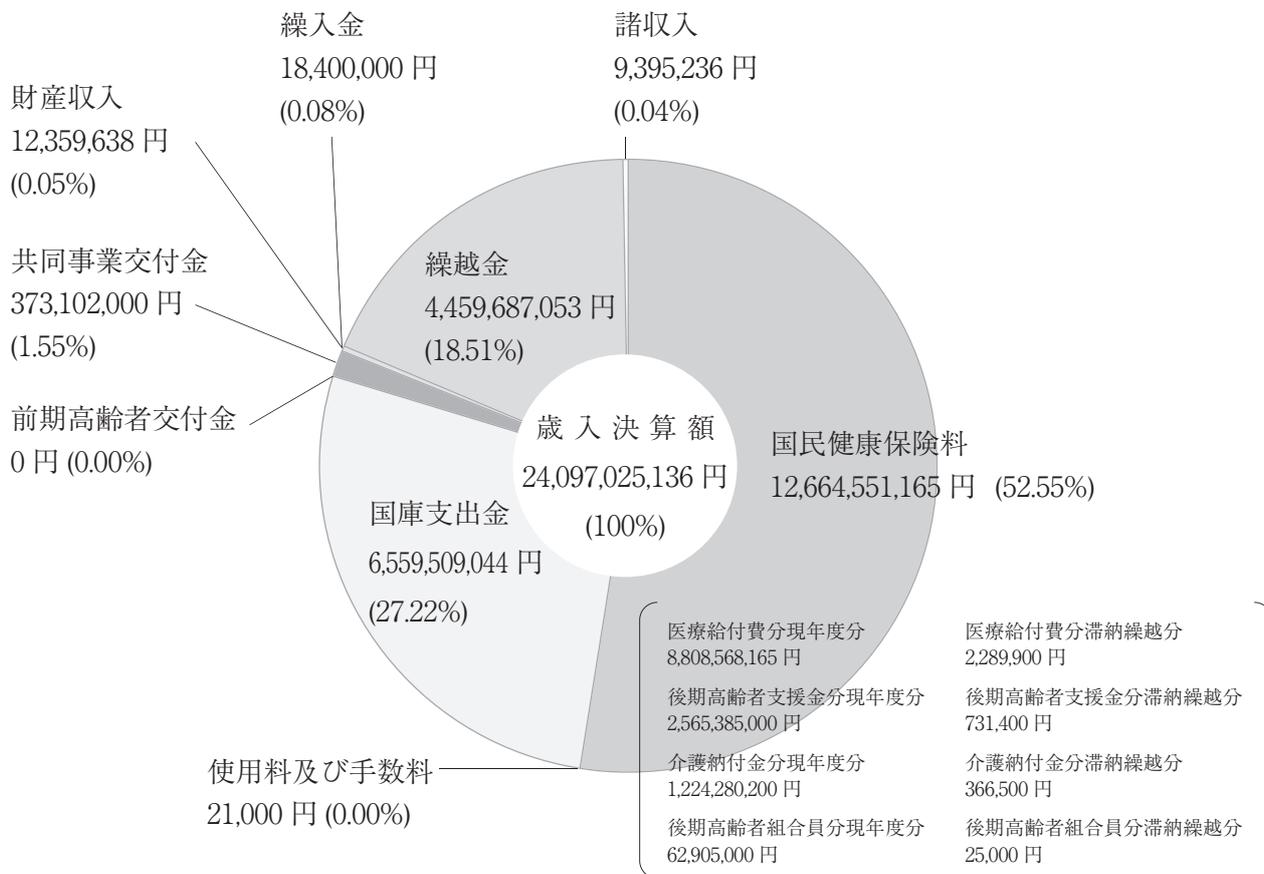
令和3年度決算収支

歳入合計 24,097,025,136

歳出合計 19,211,323,436

差引残高 4,885,701,700

### 令和3年度 歳入・歳出決算に占める各款別構成割合



## 第3号議案 令和3年度決算剰余金の処分について議決を求める件 鈴木副理事長

鈴木副理事長より令和3年度決算剰余金の処分について、令和4年度に繰り越したい旨の説明の後、採決に入り挙手多数により可決承認された。

### 令和3年度歳入歳出決算額

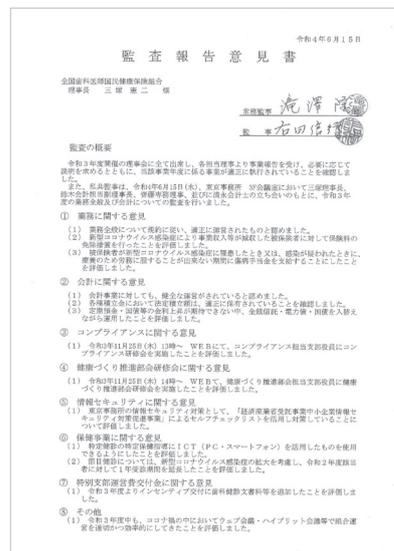
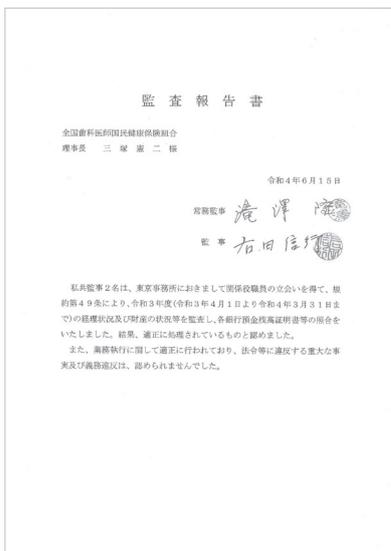
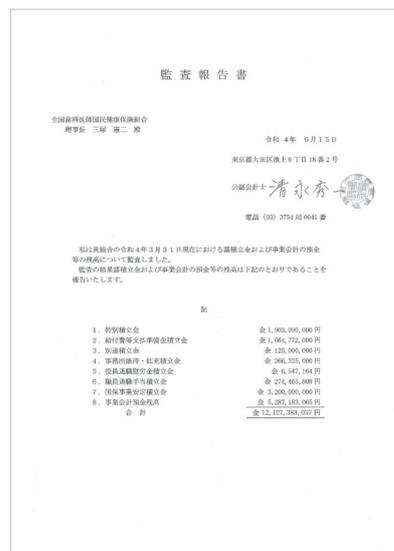
歳入合計額	24,097,025,136 円
歳出合計額	19,211,323,436 円
決算剰余金	4,885,701,700 円

上記剰余金を下記のとおり処分する。

令和4年度繰越金に繰り入れる額 4,885,701,700 円

## 監査報告 滝澤常務監事・右田監事

右田監事より、令和4年6月15日に東京事務所にて開催された監事会において、清永公認会計士による、歳入・歳出決算事項別明細書、預金残高含め適正に処理されている旨の監査報告書について別紙のとおり報告された。続いて滝澤常務監事より、令和3年度の経理状況及び財政の状況等を監査し、各銀行預金残高証明書等の照会をした結果、適正に処理されているものと認め、業務執行に関して適正に行われており、法令等に違反する重大な事実及び業務違反は認められなかった、と報告があった。監査報告意見書についても、別紙のとおり報告された。



滝澤常務監事



右田監事

第4号議案 組合規約の一部改正(案) について議決を求める件

齊藤専務理事

齊藤専務理事より組合規約の一部改正(案) について説明の後、採決に入り挙手多数により可決承認された。

① 未就学児に係る子育て世帯に対する経済的負担の軽減措置の導入について

全国歯科医師国民健康保険組合 規約の一部改正

(下線部が改正部分)

改 正
附 則
<p><u>1～11</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減措置)</u></p> <p><u>12. 毎年11月30日時点において、未就学児である被保険者が属する組合員の世帯については、当該年度の12月以降に保険料より、組合員の世帯に属する未就学児である被保険者一人につき12,000円を充てることとする。</u></p> <p><u>13. 前項による未就学児世帯の保険料の充当を受けようとする者は、保険料に充てる当該年度の11月30日を基準とし、納付すべき保険料を完納している組合員とする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1. この規約の附則第12項から第13項までの規定「未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減措置」については認可の日から施行し、令和4年4月1日より適用する。</u></p>

【令和4年11月30日時点で未就学児がいる組合員へ、未就学時1人当たり12,000円を保険料として充当する。】

※充当方法は、1種組合員と2・3種組合員の充当方法を分散する。

1種組合員

保険料徴収のため1種組合員の銀行振込口座を支部にて把握しているため、令和4年11月30日時点で未就学児がいる組合員の2月以降の保険料に充当する。

例：(1種組合員1名 + 未就学児の子供1名の場合)

2月の保険料が所得割を含め54,500円の場合、2月保険料の銀行引き去り金額は未就学児1名分の12,000円を差し引いた金額  $54,500 - 12,000 = 42,500$ 円 となる。

●メリット

・保険料に充当することで組合員による申請不要で確実に行き渡る。

2・3種組合員

令和4年11月30日時点で未就学児がいる組合員に、支部より通知し、銀行振込口座を届け出してもらう。その後、12,000円を指定口座へ振り込む。

●メリット

・対象組合員へ確実に充当される。

② 地区拡張について

全国歯科医師国民健康保険組合規約一部改正新旧条文比較対照表

(太字下線部分が改正部分)

改 正		現 行	
別 表 1 (規約第4条関係) 略		別 表 1 (規約第4条関係) 略	
別 表 2 (規約第4条関係)		別 表 2 (規約第4条関係)	
宮城県	気仙沼市、登米市、栗原市	宮城県	気仙沼市、登米市、栗原市
秋田県	大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、 <u>藤里町</u>	秋田県	大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、 <u>藤里町</u>
山形県	鶴岡市、小国町	山形県	鶴岡市、小国町
福島県	郡山市、西郷村、白河市、泉崎村	福島県	郡山市、西郷村、白河市、泉崎村
茨城県	古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、 <u>桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市、八千代町</u>	茨城県	古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、 <u>桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市、八千代町</u>
群馬県	桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、 <u>大泉町、邑楽町、みどり市、高崎市、伊勢崎市</u>	群馬県	桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、 <u>大泉町、邑楽町、みどり市</u>
埼玉県	さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、 <u>加須市、松伏町、春日部市、熊谷市、川越市、越谷市</u>	埼玉県	さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、 <u>加須市、松伏町、春日部市、熊谷市、川越市、</u>
東京都	八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、港区、 <u>千代田区、杉並区、足立区、台東区</u>	東京都	八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、港区、 <u>千代田区、杉並区</u>
神奈川県	相模原市	神奈川県	相模原市
静岡県	御殿場市、富士宮市、富士市、小山町	静岡県	御殿場市、富士宮市、富士市、小山町
愛知県	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、 <u>江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、北名古屋市、大口町、豊田市、刈谷市、岡崎市、あま市、尾張旭市、蟹江町</u>	愛知県	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、 <u>江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、北名古屋市、大口町、豊田市、刈谷市、岡崎市、あま市、尾張旭市</u>
三重県	津市、いなべ市、桑名市、伊賀市、川越町	三重県	津市、いなべ市、桑名市、伊賀市、川越町
大阪府	大阪市、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、 <u>高槻市、寝屋川市、守口市、門真市、島本町、交野市、大東市、堺市、豊中市、摂津市、東大阪市、八尾市、豊能町、能勢町、富田林市</u>	大阪府	大阪市、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、 <u>高槻市、寝屋川市、守口市、門真市、島本町、交野市、大東市、堺市、豊中市、摂津市、東大阪市、八尾市、豊能町、能勢町</u>
兵庫県	神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、丹波篠山市、 <u>尼崎市、伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市、三田市、佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、川西市、猪名川町、明石市</u>	兵庫県	神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、丹波篠山市、 <u>尼崎市、伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市、三田市、佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、川西市、猪名川町、明石市</u>
奈良県	奈良市、生駒市、斑鳩町、田原本町、天理市、 <u>大和郡山市</u>	奈良県	奈良市、生駒市、斑鳩町、田原本町、天理市
広島県	広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、 <u>東広島市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、北広島町、安芸高田市、安芸太田町、呉市</u>	広島県	広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、 <u>東広島市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、北広島町、安芸高田市、安芸太田町</u>
愛媛県	四国中央市、鬼北町、新居浜市、松山市	愛媛県	四国中央市、鬼北町、新居浜市、松山市
福岡県	北九州市、行橋市、水巻町、福岡市	福岡県	北九州市、行橋市、水巻町、福岡市
<p>附 則</p> <p>1. この規約の別表2については認可の日から施行し、令和3年8月1日から適用する。                  (別表2 地区の追加 <u>高崎市、伊勢崎市、越谷市、足立区、台東区、蟹江町、富田林市、大和郡山市、呉市</u>)</p>			

第5号議案 令和4年度補正予算(案)について議決を求める件

鈴木副理事長

鈴木副理事長より令和4年度補正予算(案)について、説明がなされた。その後、採決に入り挙手多数により可決承認された。

(補正の理由)

令和4年度から未就学児世帯支援補助費についての国庫補助金を特別調整補助金で計上し、保険料還付金として支出(充当)するため、項目を追加し3,000万円を補正する。

(要旨)

歳入は、特別調整金額が補正予算額3,000万円で、当初予算額との合計は81,162千円である。歳出は、保険料の還付金として3,000万円となる。令和4年7月1日現在の未就学児の人数は1種、2種、3種合計で2,353人いる。充当方法は、1種組合員は保険料で充当し、2、3種組合員は送金する。予算を2,500人×12,000円=30,000,000円としている。送金手数料は役務費で対応し、同月に出産一時金、出産手当金の支給などがあれば一緒に送金する予定である。送金手数料は44万円程見込んでいます。これについての支援があるかどうかは、今のところ国からの指示はない。

令和4年度 歳入歳出予算補正事項別明細書

(歳入)

(単位 円)

款	項	目	当初予算額	補正予算額	計	節		説明
						区分	金額	
3 国庫支出金	2 国庫補助金	3 特別調整補助金	51,162	30,000	81,162			未就学児世帯支援補助費が特別調整補助金として補助される為補正。30,000千円
						1 現年分	81,162	
令和4年度歳入合計			19,899,206	30,000	19,929,206			

(歳出)

(単位 円)

款	項	目	当初予算額	補正予算額	計	節		説明
						区分	金額	
10 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	2 保険料還付金	-	30,000	30,000			未就学児世帯支援補助費を保険料に充当した結果として還付する為補正。30,000千円
						24 保険料還付金	30,000	
令和4年度歳出合計			19,899,206	30,000	19,929,206			

# 報告事項

〔全国歯関係〕

齊藤専務理事

## 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る保険料の免除について

令和4年度の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る保険料の免除については、国の財政支援によるものと、組合規程によるものがある。

(詳しくは P.27、28 をご覧ください。)

## 2. 臨時委員会の設置について

理事長より次の3点の諮問事項について案が出ており、全国歯科医師国民健康保険組合委員会規則に則って臨時委員会を設置する。

- ① 保険料所得割賦課額に関する事項について
- ② 嘱託職員（定年後再雇用）就業規程に関する事項について
- ③ 理事長選任などに関する事項について

A 地区より安富議員、B 地区より角田議員、C 地区より南議員が委員となる。担当役員は山下副理事長、芦田副理事長、高嶺常務理事、酒井常務理事、以上4名が担当する。

## 3. 令和4年度における国民健康保険組合の被保険者に係る課税標準額の調査について

全ての国保組合を対象に、被保険者に係る最新の所得状況を把握するとともに、国保組合への国庫補助（定率補助、普通調整補助金、事務費負担金）の算定に適切に反映させることを目的に実施する。所得調査の結果及び反映時期については、令和6年度を予定している。

## 4. 令和4年度資格確認調査の実施状況について

歯科医師で、休院、閉院をしている1種組合員または後期高齢者組合員の方にそれぞれ、3年に1度の資格確認調査を実施した。結果対象者382人中、資格あり370名、調査票送付後喪失9名、調査票送付中死亡3名であった。

## 5. 未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減措置の充当方法について

令和4年11月30日時点で未就学児がいる組合員へ、未就学時1人当たり12,000円を保険料として充当する。

(詳しくは P.19 をご覧ください。)

## 6. 出産育児一時金の支給申請における留意点について

厚生労働省からの通知（令和4年6月14日、厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）により、出産育児一時金の支給に当たっては、出産又は死産等の事実確認のみで足りるため、出生児又は死産児の氏名まで確認することは不要とする。

## 7. 限度額認定証等からの性別欄削除について

令和4年3月31日付厚生労働省老健局長等からの通知により、厚生労働省令が改正されたことを踏まえて、国民健康保険に係る特定疾病療養受領証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証並びに介護保険に係る介護保険負担限度額の認定に係る申請書等における性別欄を削除する。

## 8. 被保険者証と高齢受給者証の一体化及び、後期高齢者組合員証の硬質カード化について

被保険者証と高齢受給者証は一体化となる。また、後期高齢者組合員証は現行の紙カードより、プラスチックカードへ変更となる。

(P.30 のお知らせ『令和4年8月から被保険者証と高齢受給者証が一枚になりました』もご覧ください。)

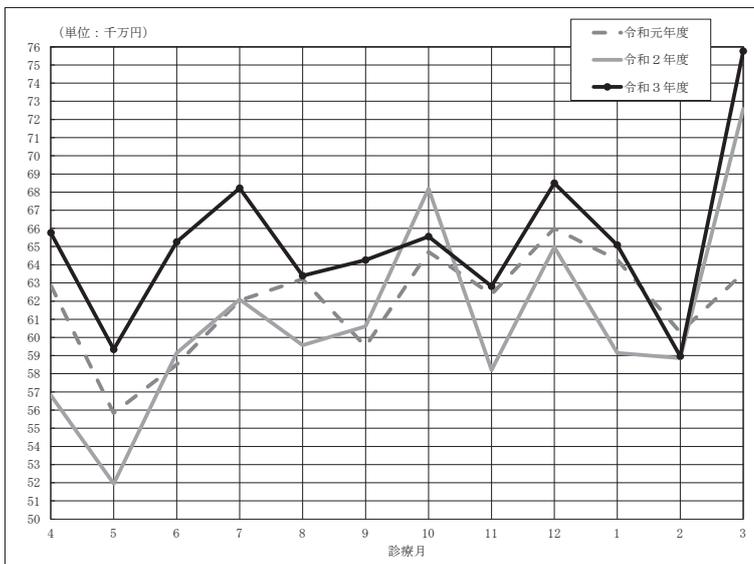
## 9. 令和3年度新型コロナウイルス感染症に係る保険料免除・傷病手当金の支給について

- (保険料免除)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により死亡、重篤、収入減少した 24 組合員世帯に対し、国の財政支援により、5,601,776 円を免除した。
  - ・連続 10 日以上休診又は休職し、収入が減少した 40 組合員世帯に対し、組合規程に基づき 1,240,600 円を免除した。
- (傷病手当金)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により休職した 107 名に対し、国の財政支援より計 5,877,321 円を支給した。

## 10. 令和3年度療養給付費の状況について

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが解消されたと見られ、1年間を通して療養給付費が上がった。

診療月	令和元年度	令和2年度	伸び率(%)	令和3年度	伸び率(%)
4月	628,611,875	568,263,464	▲ 9.60	657,670,409	15.73
5月	558,373,930	519,422,621	▲ 6.98	593,441,236	14.25
6月	585,040,012	591,518,225	1.11	652,571,130	10.32
7月	620,327,233	620,983,834	0.11	682,194,283	9.86
8月	632,083,245	595,790,623	▲ 5.74	633,904,149	6.40
9月	595,048,686	606,147,139	1.87	642,653,284	6.02
10月	647,144,173	682,004,647	5.39	655,521,958	▲ 3.88
11月	623,733,144	582,000,617	▲ 6.69	628,149,977	7.93
12月	660,044,990	649,767,708	▲ 1.56	684,957,328	5.42
1月	642,757,390	591,483,977	▲ 7.98	650,886,136	10.04
2月	602,797,162	588,620,700	▲ 2.35	589,636,370	0.17
3月	635,403,882	728,802,462	14.23	757,624,795	4.38
合計	7,431,365,722	7,321,806,017	▲ 1.47	7,829,211,055	6.93
月間平均	619,280,477	610,150,501	▲ 1.47	652,434,255	6.93



## 11. 令和4年度会議開催日程について

### 令和4年度 会議 予定表

令和4年8月末現在

年	月	日(曜)	会議名	時間	場 所	
2022年 (令和4年)	10月	20日(木)	コンプライアンス研修会	13:00	WEB研修会(東京事務所)	
			健康づくり推進部会	14:00		
		26日(水)	第3回常務会	13:00	JPタワーホール&カンファレンス(東京駅丸の内南口)	ハイブリッド会議
2023年 (令和5年)	11月	16日(水)	第2回理事会	13:00	丸ビルホール&カンファレンススクエア(東京駅丸の内南口)	ハイブリッド会議
		2月	16日(木)	第4回常務会	13:00	丸ビルホール&カンファレンススクエア(東京駅丸の内南口)
		22日(水)	第2回監事会	15:00	東京事務所	
	3月	15日(水)	第3回理事会	13:00	丸ビルホール&カンファレンススクエア(東京駅丸の内南口)	ハイブリッド会議
		23日(木)	第5回常務会	12:30	WEB会議(東京事務所)	
26日(日)		第2回議長団打合せ	12:00	丸ビルホール&カンファレンススクエア(東京駅丸の内南口)		
	第92回通常組合会	13:00				

※常務会・理事会については新型コロナウイルス感染状況により、Web会議に変更する場合があります。

### ■叙勲受章者に対する記念品贈呈

山下副理事長より、令和4年春の叙勲で保健衛生功勞により旭日小綬章を受章された齊藤専務理事(福井県)の紹介があり、三塚理事長より記念品を贈呈し祝意を表した。



叙勲受章者に対する記念品の贈呈



山下副理事長

### ■叙勲受章者挨拶(要旨) 齊藤専務理事

只今、山下副理事長から略歴のご紹介にあずかりまして、心からお礼を申し上げます。

歯科医師会の会務も同様でありましたが、全国歯関係の先輩の先生方からご指導ご支援をいただきながら、目の前に仰せつかったことを、ただ黙々とひたすらやってきた結果だと考えております。

今後、いましばらく健康に留意いたしまして、先生方のご厚情に報いるべく一層の精進を心がける所存でございます。

本日は、誠にありがとうございました。



齊藤専務理事



鈴木副理事長

### ■閉会の辞 鈴木副理事長

みなさま、どうもありがとうございました。コロナのところ、短時間でしたが非常に充実した協議が行われたと思います。

以上で閉会させていただきます。

## 徳島県支部

徳島県は約8割を山地が占め、豊富な水源に恵まれています。吉野川や那賀川、海部川、そして“四国随一の清流”と認められている穴吹川など、水質のよさで知られる河川が何本も流れています。この良質な水のおかげで、徳島県では古くから美味しい日本酒の蔵元が点在しています。

また徳島県中部にある阿波市は、酒造米の最高峰とされる「山田錦」の産地として有名で、「阿波山田錦」が徳島県の地酒の個性を生み出す要素となっています。

徳島県酒造組合では「阿波十割」と「LED夢酵母」という2つのブランドを掲げています。「阿波十割」とは、徳島県産の酒米と徳島県内で採取された水を100%使って醸した純米酒のことで、さまざまな項目について審査を行い、合格した日本酒のみ「阿波十割」の酒として認定されます。一方、「LED夢酵母」とは、LEDを使って育てた新しい酵母で、果物のように軽やかでフレッシュな香りがたのしめます。

徳島県下には酒造組合に加盟している蔵元だけでも24あり、徳島の地酒を飲む機会がありましたら、ラベルに「阿波十割」と「LED夢酵母」のロゴがあるかどうか、チェックしてみてください。

さて、徳島県支部については、昭和37年4月1日に徳島県歯科医師国民健康保険組合を設立し、昭和53年4月1日の全国歯科医師国民健康保険組合設立時より加入しています。

令和4年6月現在、1種組合員414名、2種組合員82名、3種組合員1,135名、1種家族645名、2種家族46名、3種家族115名、後期高齢者組合員46名、計2,483名となっております。

徳島県支部の保健事業としましては、人間ドック受診料補助と、会員・家族ならびに従業員の健診に対して県歯科医師会とともに補助を行っています。また、出産された被保険者に対し、育児冊子を配布する等子育て家庭の皆様への健康への情報提供にも取り組んでおります。

徳島県支部役員は現在、支部長1名、副支部長2名、常務理事2名、理事6名、監事2名、顧問2名の計15名で、森支部長のもと職員1名とともに日々被保険者の健康保持に取り組んでおります。



大塚理事 吉岡理事 柴田理事 小川常務理事 松本副支部長 石本理事 山口理事 原理事  
影本顧問 井川常務理事 森支部長 佐藤監事 根東監事



堀部顧問



大西副支部長



柏尾職員

## 高知県支部

高知市の中心部には高知城があり、全国現存 12 天守のひとつで、唯一本丸の建造物群をすべて残す城でもあります。高知城追手門から東へ約 1 km にわたって露店が並ぶ、300 年以上続く日本最大の青空マーケット「日曜市」が毎週開催されます。どことなく異国情緒漂う雰囲気や、新鮮で美味しい食べ物と、気さくな店主との会話を楽しめるのが、この「日曜市」です。そしてすぐそばには「ひろめ市場」があり、昼間から地元客と観光客が入り乱れて酒を酌み交わすという（今はコロナの影響で制限があります）、いかにもお酒の好きな県民が多いといわれる高知県らしいカオスな名所となっています。

太平洋に向かって東西に広がる高知県。海・山・川が織りなす大自然、絶景に感動。そのなかで最近、SNS 等を含めたメディアで話題になっているところをいくつか紹介します。“仁淀ブルー”の聖地「にこ淵」、秘境にある神秘的な滝壺で水神の化身が棲むという伝説が残っている神聖な場所です。「むろと廃校水族館」、廃校になった小学校を利用した水族館で、25 m プールには室戸近海で捕獲されたサメやウミガメが泳ぎ、校内には種々の魚がユニークな形で展示されており、子供たちには新鮮で大人にはノスタルジーを感じる空間になっています。高知が舞台のアニメ“竜とそばかすの姫”では県内各地が描かれ、聖地巡礼をするために高知に来られる方も多いです。また、NHK 来年前期連続テレビ小説は、高知県出身の世界的な植物学者・牧野富太郎博士を題材とした“らんまん”が放送予定で、博士の偉業を後世に継ぐために造られた牧野植物園にも注目です。

このように恵まれた自然や素敵な景色、とびっきりの食材など、たくさんの魅力にあふれ、フレンドリーな県民性を持つ高知県へ是非ともお越しくださいませ。

さて、高知県支部では、昭和 33 年 12 月 1 日に高知県歯科医師国民健康保険組合を設立し、昭和 53 年 4 月 1 日全国歯科医師国民健康保険組合創設と同時に加入しています。当支部は総合あんしんセンター（「保健・医療・防災」ニーズに対する総合拠点施設）内にある高知県歯科医師会に事務所を置き、支部役員 8 名、支部運営委員 8 名、事務局職員 1 名で運営しております。

被保険者は、1 種組合員 350 名・家族 572 名、2 種組合員 32 名・家族 29 名、3 種組合員 644 名・家族 119 名、後期高齢者組合員 22 名、合計 1,768 名。（令和 4 年 5 月末現在）

支部単独事業としては、支部健診、本部節目健診の補助、婦人科健診補助、インフルエンザ、B 型肝炎ワクチン接種補助、四国地区野球大会、県歯ゴルフ大会への補助を行っております。

（森本 靖士 記）



<高知県支部役員名簿>

任期 R3.8.1 ~ R5.7.31

役職	氏名	役職	氏名
支部長	野村 和男	監事	橋村 忠明
副支部長	井上 晴雄	監事	高橋 淳志
常務理事	森本 靖士	顧問	窪 盛偉
理事	濱田 敏裕	支部職員	松岡 菜津
理事	宮川 慎太郎		

## 新型コロナウイルス感染症による 国民健康保険料の免除について

### 〈 令和4年度新型コロナウイルス感染症により死亡、重篤、収入減少した組合員に係わる国民健康保険料の免除について取扱要綱（※基準は国の財政支援による） 〉

**【保険料免除の対象者について】**

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った組合員世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、医業収入が前年にくらべ10分の3以上減少した開設又は管理者の1種組合員及び後期高齢者組合員世帯
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、給与収入が前年にくらべ10分の3以上減少した組合員世帯

**【免除期間・対象保険料】**

令和4年4月1日から令和5年3月31日（1年間）の納期限の保険料を対象とする。

**【申請期間】**

令和5年2月末日まで（※死亡・重篤の場合：令和5年3月末日まで）

**【申請書類】**

- 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険料免除申請書
- 添付書類
- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合
  - 死亡の場合：主たる生計維持者の死亡診断書の写し
  - 重篤な傷病の場合：主たる生計維持者の診断書の写し
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、医業収入が前年にくらべ10分の3以上減少した開設管理者の1種組合員世帯、後期高齢者組合員世帯
  - ◇令和3年の医業収入のわかる書類（確定申告書等）の写し
  - ◇令和4年の医業収入の算定に必要な書類
    - { (1) 令和4年1月～11月までの医業収入のわかる書類
    - { (2) (1) の合計より1ヵ月の平均医業収入を算定
    - { (3) (1) + (2) により令和4年1月～12月の収入見込を算定
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、給与収入が前年にくらべ10分の3以上減少した組合員世帯
  - ◇令和3年の給与収入がわかる書類（源泉徴収票等の写し）
  - ◇令和4年の給与収入がわかる書類（源泉徴収票等の写し）

**【保険料減免期間】**

令和4年4月1日から令和5年3月31日の保険料に対して

保険料免除対象	保険料免除期間
主たる生計維持者が死亡又は重篤	12ヵ月間免除
収入減少率 50%以上	12ヵ月間免除
収入減少率 40%以上 50%未満	9ヵ月間免除
収入減少率 30%以上 40%未満	6ヵ月間免除

## 〈組合規定に基づく令和4年度新型コロナウイルス感染症による保険料免除について〉

### 【保険料免除の対象者について】

新型コロナウイルス感染症の影響により連続10日間以上休診または休職し、医業収入/給与収入が減少した組合員

### 【保険料免除期間】

1ヵ月間に休診日・祝日を除き連続10日間以上を休診または休職し収入が減少した場合：1ヵ月間

### 【申請書類】

◇国民健康保険料免除申請書

◇保険料免除を受ける対象者が2種3種組合員の場合は、給与台帳等、収入減少が証明できる添付書類

### 【時効】

免除対象となる保険料の納期より2年間

※新型コロナウイルス感染症による保険料免除について、申請書類等詳しくは、支部事務所までお問い合わせください。

## 新型コロナウイルス感染症の影響による 傷病手当金の支給について

※詳しくはホームページにてご案内していますが、ご不明な点は、東京事務所までお問い合わせください。

### 対象者

以下のすべてに該当する人

- 給与等の支払いを受けている全国歯科医師国民健康保険組合の被保険者。
- 新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかった。
- 上記により労務に服することができなかった期間に、労務に就くことを予定しており、労務に服することができなかったことにより給与等の全部又は一部を受けることができなかった。

※以下の場合には対象となりません（例）

■新型コロナウイルス感染症に感染したり発熱等の症状はないが、濃厚接触の疑いがあるため出勤を自粛した。

■医療従事者が患者の処置にあたった際に感染した、業務命令で訪れた出張先で感染した等については、業務上の事由による労災保険の休業補償給付の対象となる可能性があるため、労働基準監督署へお問い合わせください。併給はできません。

■出勤抑制のため事業主から自宅待機を命じられた。

■事業主が事業を休止又は廃止した。

■自身が事業主であり、給与等の支払いを受けていない。

### 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日。

### 支給額

(直近の継続した3ヵ月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 2/3 × 支給対象となる日数

※給与等の全部又は一部を受け取ることができない場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

※1日当たりの支給額は、30,887円を上限とします。

※規約第15条の「傷病手当金」は支給されません。

### 適用期間

令和2年1月1日～令和4年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間。

(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6ヵ月まで)

※厚生労働省からの通知により適用期間が**延長**される場合があります。

### 時効

「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」の支給申請ができることとなった日から2年間

### 提出書類

提出書類はホームページからダウンロードできます。

全国歯科医師 コロナ

検索

### 申請書類の提出及び、お問い合わせ先

以下に郵送してください。

〒166-0002 東京都杉並区高円寺北2-24-2

全国歯科医師国民健康保険組合

東京事務所 給付係 宛

電話03-3336-8818

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページにも詳しいお知らせが掲載されています。  
各種申請書類もプリントアウトが可能ですので、どうぞご利用ください。

## 全国歯の保険給付・保健事業

### 保険給付割合

病気や怪我などで医師の診療を受ける際、被保険者証を提示することで医療の給付を受けることができます。

- (1) 組合員 7割 (2) 家族 7割
- (3) 義務教育就学前の方 8割
- (4) 前期高齢者のうち70歳以上の方
  - ・現役並み所得者 7割
  - ・一般所得者 8割

### 歯科自家診療とそれに伴う調剤は保険給付外

歯科における自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関での組合員と全国歯に加入している家族の診療は、自家診療と判断し保険給付の対象外です。また、それに伴う調剤も給付対象外です。ご注意ください。

### 有効期限切れの被保険者証等の扱いについて

これまで支部事務所へご返却いただいた有効期限切れの各証は、法令改正により、ご自身で破棄していただくことが可能となりました。ご自身で破棄するときは、ハサミで細かく裁断するなど、個人情報にご注意ください。  
※有効期限内に被保険者の資格を喪失した方は、支部事務所へ証の返還が必要です。

### 令和4年8月から被保険者証と高齢受給者証が1枚になりました

令和4年8月1日から被保険者証と高齢受給者証を一体化した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を発行しました。

**70～74歳までの方に交付される被保険者証には、次の3点が追加されます**

- ・左上に「被保険者証兼高齢受給者証」と記載
- ・自己負担割合が記載（2割または3割）
- ・発効期日が記載

**70～74歳までの方の被保険者証が毎年更新されます**

前年中の所得に基づいて一部負担金の割合を決定します。その為、7月中に新しい被保険者証兼高齢受給者証を交付します。

### 印字されている一部負担金の割合の確認をお願いします

被保険者証兼高齢受給者証に印字されている一部負担金の割合の判定に必要な所得情報は市町村に照会しました（番号法第19条7号）。その際、何らかの理由により令和4年度の所得確認ができない場合は、一部負担金が3割となります。再度判定をご希望の方は、令和4年度の所得がわかる書類を支部事務所までお送りください。

### 人工透析を受けている70歳未満の方へ

人工透析を受けている70歳未満の方で「特定疾病療養受療証」の有効期限が令和4年7月31日の方は、更新手続きをお済ませください。

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 組合員と全国歯に加入している家族の所得を証明する書類  
(例) 市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書の写し

### 療養費の支給申請

次のような場合は、支払った費用の一部を支給します。

- ・組合の資格取得の手続き中のため、被保険者証を持参せず受診したとき
- ・緊急時に被保険者証不携帯で受診したとき
- ・海外で診療を受けたとき（※詳しくは★1）
- ・医師の指示により義手・義足・義眼・コルセット・弾性着衣などの治療用装具を購入、装着したとき
- ・医師の指示により靴型装具を購入、装着したとき（※型装具についての申請の際には写真や画像データの添付が必要です。）
- ・9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき
- ・生血液の輸血を受けたとき
- ・柔道整復師の施術を受けたとき（※詳しくは★2）
- ・医師の同意を得て、はり・きゅう・あん摩・マッサージを受けたとき（※詳しくは★3）など

#### ●申請手続きに必要な書類●

申請手続きに必要な書類は申請内容によって異なります。詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

## ★ 1 海外療養費の支給申請

海外旅行などで渡航中に病気や怪我でやむを得ず現地の医療機関を受診した場合、帰国後申請により医療費の一部を支給します。申請書類の翻訳や連合会の審査など、支給には数ヵ月を要します。

### ●申請手続きに必要な書類●

- 療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- 診療内容明細書
- 国民健康保険用国際疾病分類表
- パスポートの写し
- 顔写真ページと今回の渡航期間・渡航場所がわかるページ
- 調査に係わる同意書

## ★ 2 柔道整復師による施術の受診

柔道整復師による施術の受診は、国民健康保険が適用される範囲が限られています。

施術前に負傷原因を正しく伝え、被保険者証が使えるかどうかの確認をすることが大切です。

クイックマッサージやスポーツジムでのマッサージには、基本的には被保険者証は使えません。

被保険者証持参での割引やサービスはあり得ませんので、十分ご注意ください。

また、同一の負傷について、同時期に被保険者証を使用して整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受診することはできません。

### ■外傷による負傷が対象

療養費が支給されるのは、急性または亜急性の外傷による打撲、ねんざ、挫傷、骨折、脱臼により柔道整復師の施術を受け、組合が認めた場合です。内的原因による症状は対象となりませんのでご注意ください。

## ★ 3はり・きゅう・あん摩・マッサージの受診

保険適用となる施術を受けるには、あらかじめ医師の同意書(病名、症状、発病年月日の明記されたもの)が必要です。

### ■保険適用とならない受診内容

- 以下の場合、被保険者証は使えません。
- ・単なる肩こり、腰痛、筋肉疲労など

- ・病気(神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニアなど)
- ・医師の同意がない骨折及び脱臼の治療(応急手当を除く)
- ・工作中や通勤途中の負傷(労災)
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善の見られない長期の施術 など

## 高額療養費の支給申請

該当する方(または該当になりそうな方)へは、組合から申請書をお送りします。

※高額療養費は医療機関から提出されるレセプトに基づき支給するため、レセプト提出が遅れている場合は、支給されるまで数ヵ月を要します。予めご了承ください。

### ●申請手続きに必要な書類●

- 高額療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- ※所得情報は、番号法第19条7号により市区町村へ照会します。
- 何らかの理由により所得が確認できない場合は、市区町村で発行した証明書が必要となります。

## ◎限度額適用認定証の発行及び更新

70歳未満の方、及び70歳～74歳の方で現役並所得Ⅰ、Ⅱ(課税所得145万円以上690万円未満)の方の医療費が高額になる場合は、事前に組合に申請し交付された限度額適用認定証(住民税非課税の世帯は限度額適用・標準負担額減額認定証)を医療機関に提示すると、1ヵ月あたりの窓口負担が高額の場合でも高額療養費の自己負担限度額までとなります。

更新される方は、お早目にお手続きください。

### ●申請手続きに必要な書類●

- 限度額適用認定申請書
- ※所得情報は、番号法第19条7号により市区町村へ照会します。
- 何らかの理由により所得が確認できない場合は、市区町村で発行した証明書が必要となります。

**その他の保険給付の支給申請****◆葬祭費の支給申請**

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に対して支給します。

**【支給額】**

- 1種組合員 300,000円  
 2種組合員 150,000円 3種組合員 100,000円  
 1・2・3種組合員の家族 100,000円  
 後期高齢者組合員の家族 100,000円

**●申請手続きに必要な書類●**

- 葬祭費支給申請書  
 葬祭を行った方を判断できる書類  
 亡くなった事実を証明する書類

**◆移送費の支給申請**

病気や怪我のために移動が困難な患者が、医師の指示により緊急的に移送された場合に支給します。

ただし支給には条件がありますので、詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

**●申請手続きに必要な書類●**

- 療養費支給申請書  
 医師の意見書（医師の署名捺印のあるもの）  
 領収書など移送に要した費用の額を証明する書類

**◆出産育児一時金の支給申請**

被保険者が出産（妊娠85日以上の子死産・流産を含む）した場合に支給します。双子の場合は2人分を支給します。

**【支給額】** 1児につき 420,000円**●申請手続きに必要な書類●**

- 出産育児一時金支給申請書  
 母子手帳の出生届出済証明書の写し（市区町村の証明）  
 産科医療補償制度に加入する医療機関等での出産したことを証明する所定の印が押された領収書等の写し  
 直接支払制度に関する合意書の写し

**◆出産手当金の支給申請**

被保険者である組合員本人が、出産のため仕事を休んだ期間について、組合員の申請により支給します。

ただし支給対象は、組合員となった日から継続して1年経過した日の翌日からです。

**【対象者】**

産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった組合員（90日間を限度）

**【支給額】** 1日につき 1,500円**●申請手続きに必要な書類●**

- 出産手当金支給申請書  
 申請書の医師、助産師の証明または出産した事実を確認できる書類  
 申請書の事業主の証明または産休の期間が確認できる書類

※傷病手当金が支給された期間は、出産手当金の支給は出来ません。

**◆傷病手当金の支給申請**

保険料を完納している組合員本人が入院した場合、入院1日目から支給します。

ただし、同一年度内の支給期間は90日を限度とします。

**【支給額】**（入院1日につき）

- 1種組合員 4,000円  
 2種組合員 1,500円 3種組合員 1,500円

**●申請手続きに必要な書類●**

- 傷病手当金支給申請書

**◆インフルエンザ予防接種補助の支給申請**

インフルエンザの予防接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

**【対象者】** 被保険者（後期高齢者組合員を除く）**【支給額】** 年度ごと1名につき3,000円を限度（費用額が限度額未満の場合は実費分）に支給。

◎ 13歳未満は1名につき5,000円を限度（2回接種の場合、2回分の領収書の合算額から限度額内）に支給。

**【実施期間】**

令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

**【申請期限】**

令和5年3月31日までに支部事務所必着

**●申請手続きに必要な書類●**

- インフルエンザ予防接種補助金申請書  
 領収書（予防接種日、医療機関名、医療機関印、予防接種受診者名、インフルエンザの予防接種であることが明記されたもの）

### 節目健診のご案内

人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

#### 【対象者】

- (1) 本年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する1種組合員と2種組合員
- (2) (1) で対象となる1種組合員の被保険者である配偶者（年齢問わず）
- (3) 本年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する3種組合員

#### 【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し（複数の場合は、合計に対し）30,000円を限度に支給

#### 【申請期限】

令和4年4月1日～令和5年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- 節目健診補助金支給申請書
- 対象となる健診の領収書

### 令和3年度節目健診事業対象者（未受診者）の受診期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響で、医療機関へ積極的な受診が難しい状況にあったと思われる令和3年度の節目健診事業対象者（未受診者）に限り、節目健診の受診期間を1年延長します。

◎受診期間：～令和5年3月31日

◎申請期限： 令和5年3月31日（支部事務所必着）

### がん検診のご案内

がんの予防及び早期発見を推進し、がんによる死亡率の減少、医療費を抑制することにもつながりますのでご利用ください。

【がん検診の種類】それぞれ年1回まで

検診の種類	対象者	補助上限額
胃がん1（胃内視鏡検査）	50歳以上	8,900円
胃がん2（胃部エックス線検査）	40歳以上	6,400円
子宮頸がん（視診、子宮頸部の細胞診及び内診）	20歳以上	3,400円
肺がん1（胸部エックス線検査）	40歳以上	1,800円
肺がん2（胸部エックス線検査及び喀痰細胞診）	40歳以上	3,100円
乳がん（乳房エックス線検査もしくは視触診及び乳房エックス線検査）	40歳以上	4,200円
大腸がん（便潜血検査）	40歳以上	1,300円

#### 【実施期間】

令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

#### 【申請期限】

令和5年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- がん検診補助金支給申請書
- 対象となる検診の領収書

※全額実費による検査の場合のみ支給対象となります。

また、人間ドックなどの総合健診の場合は、がん検診の種類・金額の内訳がわかる書類が必要です。

### 仕事のストレス・人間関係の悩みについてカウンセラーに相談してみましょう

臨床心理士等の資格を有するカウンセラーとの電話、面接およびWebカウンセリング事業を行っております。

（面接の予約やご相談に関連上、居住地、年齢等を伺う場合がありますが、相談の有無が当組合や勤務先、ご家族等に伝わることはありません。）

#### ◆電話カウンセリング◆

- ・相談料、通話料無料。
- ・1日1回20分程度。ご利用回数の制限なし。
- ・面接カウンセリングに移行できます。

**プライバシー厳守**

専用ダイヤル：0120-926-189（無料）

#### ◆面接カウンセリング◆

- ・年度内1人5回まで無料。
  - ・面接は1回50分程度（目安）。
- （6回目以降もご利用は可能ですが、相談料は有料となり、ご相談者様にご負担いただきます。料金はカウンセリングルームにより異なりますので、全国歯ホームページをご覧ください。）

#### ◆Webカウンセリング◆

- ・ホームページから「心のWeb相談」をご利用いただけます。
- メンタルヘルスカウンセリング専用ダイヤルの下6桁がログイン番号です。

## ◆特定健診・特定保健指導を受けましょう

特定健診・特定保健指導は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、その要因となっている生活習慣の改善に向け、保健指導などの健康づくり支援を行い、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群を減少させることが目的です。

4月より順次、特定健康診査の受診券と特定保健指導の利用券が1つになっている「セット券」をお送りします。

受診が可能な詳しい医療機関情報については全国歯のホームページをご確認ください。

### 【診査内容】

基本項目	質問（問診）	費用は無料
	身体測定	
	理学的所見（身体診察）	
	血圧	
	血中脂質検査	
	肝機能検査	
	血糖検査	
	尿検査	
医師の判断による追加項目	貧血	
	心電図	
	眼底	
	血清クレアチニン	

### 【受診期間】

令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

◎セット券を紛失された方は再交付をしますので、各支部事務所までご連絡ください。

40歳未満の方は前述の節目検診の受診によりご自身の健康管理にお役立て下さい。

## 歯科健診のご案内

### ◆院長の皆様へ◆

歯科疾患を早期に発見し予防等に努め、全身の健康保持増進をはかることを目的としております。ご協力をお願いします。

### 【対象者】

2・3種組合員及び被保険者である1・2・3種組合員の家族（健診時18歳以上の者）

### 【受診期間】

令和4年4月1日～令和5年2月末日

### 【実施場所】

1種組合員の家族は自家の診療所、2・3種組合

員及び2・3種組合員の家族は雇用されている1種組合員の診療所

### 【支給額】

歯科健診に係る歯科健診文書料及び指導料は、支部事務所より受診者1名につき1,000円を実施医療機関へ支給します。（実施期間内1度限り）

### 【申請期限】

令和5年3月31日までに支部事務所必着

### ●申請手続きに必要な書類●

下記書類に健診結果をご記入いただき、支部事務所へご提出をお願いします。

問診用紙

歯科健診診査用紙（組合提出用）

## ジェネリック医薬品差額通知について

年に2回、ジェネリック医薬品差額通知を送付しております。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が終わってから製造・販売される薬のことで後発医薬品とも呼ばれています。新薬と同じ有効成分ですが開発費が抑えられるため、価格が安いというメリットがあり、調剤の窓口負担や医療費負担の軽減に貢献することが期待されています。

調剤の種類や病気によってはジェネリック医薬品を利用できない場合もありますので、医療機関等にご相談のうえ、上手に利用してください。

## 医療費通知について

年に6回、医療費通知を送付しております。

医療費通知が届きましたら、受診した診察日数や医療費の額に誤りはないかなど、組合では適正に医療機関から請求がされているか、必ずご確認ください。

医療機関等から提出されたレセプトに誤りがあり修正が必要な場合は、その受診に関する通知は掲載されません。

医療機関からの誤請求防止にもつながりますので、不明な点がございましたらご連絡ください。

### 【送付時期について】

送付月	記載内容
2022年10月	2022年5～6月受診分
2022年12月	2022年7～8月受診分
2023年2月	2022年9～11月受診分
2023年4月	2022年12月受診分

※再発行はできません。

## 後期高齢者組合員 保健事業のお知らせ

### ◆傷病見舞金の支給申請

後期高齢者組合員が入院した場合、入院1日目から支給します。

ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とします。

(後期高齢者組合員となるまでに傷病手当金を受給している場合は、その支給期間を含める)

【支給額】入院1日につき4,000円

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 傷病見舞金支給申請書
- 入院期間が明記された対象となる医療費の領収書

### ◆死亡見舞金の支給申請

後期高齢者組合員が死亡した場合、遺族に対して支給します。

【支給額】300,000円

#### ●申請手続きに必要な書類●

- 死亡見舞金支給申請書
- 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

### ◆後期高齢者組合員のための 節目健診のご案内

人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

#### 【対象者】

- (1) 本年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する後期高齢者組合員
- (2) (1)で対象になった後期高齢者組合員の被保険者である配偶者

※ただし同一年度内に1種組合員またはその配偶者として受診された方は対象外

#### 【実施期間】

令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

#### 【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し、(受診した健診が複数の場合は、その費用の合計額に対して)30,000円を限度に支給

#### 【申請期限】

令和5年3月31日までに支部事務所必着

#### ●申請手続きに必要な書類●

節目健診補助金支給申請書

対象となる健診の領収書

※令和3年度の節目健診事業対象者で未受診者に限り、受診期間を1年延長しております。

詳しくは、p.33の『節目健診のご案内』をご覧ください。

### 厚生労働省通知による所得調査を実施します

厚生労働省は、国民健康保険組合に対して財政力に応じた補助金を交付するため、定期的に全国国民健康保険組合を対象に所得調査を実施しています。

令和4年度の調査は、厚労省からの指示により機械的に抽出された世帯の所得情報を、番号利用法に基づき情報提供ネットワークシステムから取得します。取得したデータは所得調査のみでの利用となります。なお、何らかの状況により、データが取得できない場合には、書類の提出をお願いする場合があります。ご協力をお願いします。

参考 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(抜粋)

第二十五条 法別表第二の四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

六 国民健康保険法第七十三条第一項の国民健康保険組合(以下「組合」という。)に対する補助の算定に関する事務  
当該補助の算定に係る者に係る市町村民税に関する情報

### ◆支給申請先、お問い合わせについて◆

各種申請については支部事務所が受付となります。また必要な書類、手続き方法、支給額など不明な点がありましたらお気軽に支部事務所までお問合せください。

[支部事務所連絡先]

栃木県支部	028-648-0472	鳥取県支部	0857-23-2621
山梨県支部	055-252-6481	香川県支部	087-851-4965
青森県支部	017-777-4907	徳島県支部	088-631-3977
岐阜県支部	058-274-6110	高知県支部	088-823-7369
富山県支部	076-432-9666	新潟県支部	025-250-7755
滋賀県支部	077-523-2787	岩手県支部	019-623-1571
京都府支部	075-812-8495	石川県支部	076-251-1011
岡山県支部	086-224-7777	長野県支部	026-222-8020
山口県支部	083-928-8020	福井県支部	0776-25-6108
島根県支部	0852-24-2757	沖縄県支部	098-996-3571

## 届出が必要なのは、こんなとき

各支部事務所にて承ります。

### ◎交通事故にあったとき

交通事故などの第三者による病気やけがの医療費は本来、被害者の過失を除いて加害者（第三者）が負担すべきものです。被保険者証を使用して診療を受ける場合は、必ず支部事務所へご連絡ください。加害者に請求する手続きを行います。

また骨折、捻挫、打撲などの第三者によるものと思われるけがで被保険者証を使用された方に、支部事務所から負傷の原因などをお伺いすることがあります。ご協力をお願いします。

### ◎退職等するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格喪失届
- 被保険者証（お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 脱退届（資格要件を満たしているが喪失するとき）

### ◎資格喪失（退職等）後、全国歯の被保険者証を使用して医療機関を受診したとき

全国歯の被保険者の資格喪失後に、全国歯の被保険者証を使用して医療機関等を受診された場合、全国歯が負担した7割または8割の医療費について、返還して頂く必要があります。

### ◎結婚などで家族が全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 加入する方の以前加入の健康保険資格喪失証明書  
（市町村国保の場合は被保険者証の写し）
- 健康保険適用除外承認申請書（該当者のみ）
- 70歳以上の方は市町村民税課税証明書

### ◎子供が生まれて全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）

### ◎住所や氏名が変更になるとき

●申請手続きに必要な書類●

- 住所氏名変更届
- 被保険者証  
（再交付が必要な場合：お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 世帯における保険の加入状況確認書

### ◎家族が修学のため居住地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

- 該当届
- 在学証明書の写し

### ◎長期入院・介護施設入所等のため居住地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

- 該当届
- 入所証明書等の住所が確認できる書類

### ◎被保険者証を紛失したとき

●申請手続きに必要な書類●

- 再交付申請書
- 返納不能届書
- 始末書

紛失や盗難にあったときは、被保険者証を悪用されて、身に覚えのないローンを組まれる場合があります。以下の機関に連絡しておくと、被害を防ぐ有効な手段となります。

個人信用情報機関

（株）シー・アイ・シー（クレジット系）

0120-810-414

全国銀行個人信用情報センター（銀行系）

0120-540-558

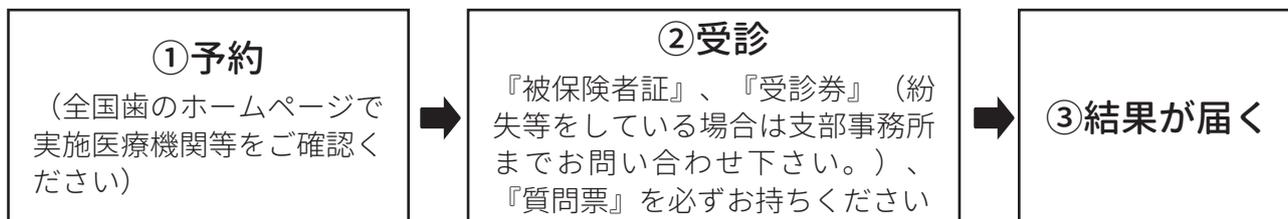
日本信用情報機構（消費者金融系）

0570-055-955

## 特定健康診査を受診された方に1,000円分のQUOカード (ジェネリック医薬品お願いカード)を進呈します！

QUOカードは、約6万のお店でご利用いただける、全国共通のギフトカード（商品券）です。

### 【特定健康診査 受診の流れ】



当組合が、受診を確認でき次第QUOカードをお送りします。（年度内1度のみ1枚まで。）  
当組合が受診を確認できるまでに、数ヵ月を要しますのでご了承ください。



イメージ図

なお、事業主が保険者の求めに応じて行う、特定健診項目に該当する健診結果データの提供は、法令に基づく提供であるため個人情報保護法に制限されず、従業員本人の同意なく行うことができます。

### 事業者健診結果を提供するとQUOカード2,000円分を進呈！

1種組合員（事業主）様へ事業者健診（※）結果提供のお願いを致します。事業者健診結果と質問票（要記入）を支部事務所へ送付いただければ、特定健康診査を受診したものとみなし、受診された方にQUOカード（**2,000円分**）を進呈します。また、健診結果データが保健指導の対象となる場合は、その従業員の方に、特定保健指導のご案内をいたします。

事業主の皆様には、従業員の方に特定保健指導を受ける機会を確保し健康管理に役立てていただくために、事業者健診の結果データをご提供いただきますようよろしくお願いいたします。

※事業者健診は、事業主健診とも言われており、従業員に対して実施する定期健康診断のことです。

#### 【対象者】

当組合にご加入で、**特定健診受診券を使用せず**に事業者健診を受診された40歳～74歳までの方

#### 【ご提供いただきたいデータ】

事業者健診結果（結果票等の写し）〔健診項目〕内容がすべて記入されているもの

質問票（要記入）P.39の質問票をコピーもしくは当組合のホームページよりダウンロードしてください。

#### 【健診項目】

健診日、身長、体重、BMI、腹囲、血圧（収縮期・拡張期）、尿検査（糖・蛋白）、血中脂質（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール）、肝機能（GOT・GPT・γ-GTP）、糖代謝（空腹時血糖またはヘモグロビンA1c）

全国歯 特定健診 検索

## 特定保健指導ご利用案内

WEB利用も  
選べます！

特定健診の結果をもとに、メタボリックシンドロームの該当者又は予備群と判定された方へ、無料の生活習慣見直しプログラム「特定保健指導」を実施しております。該当者には「利用券」をお送りしますので是非ご利用ください。特定保健指導は下記の2つの方法からいずれか1つをお選びください。（重複利用不可）

### 【パターン①】 特定保健指導を実施している医療機関等を利用

特定保健指導は事前に予約が必要です。

実施医療機関へご予約の上、ご利用ください。

実施医療機関につきましては、詳しくは全国歯のHPに掲載しております。

または

### 【パターン②】 WEB（パソコン・スマートフォン・タブレット）を利用



スマホで生活習慣改善のアドバイスを受けてアマゾンポイントをもらおう！

スマホで生活習慣改善のアドバイスを受けてアマゾンポイントをもらおう！

#### ① 特定保健指導のご案内が届きます

特定健診を受け、特定保健指導の対象となった方にはWEBで受けられる特定保健指導のご案内が届きます。

#### ② WEB面接の予約をしましょう

ご案内が届きましたら予約サイトよりWEB面接を希望する日をご予約ください。

#### ③ 受付のお知らせ

予約が完了しますと予約を受け付けた旨をお知らせするメールをお送りします。また、初回のWEB面接で使用するテキスト等がお手元に届きます。

#### ④ 初回面接を受けましょう

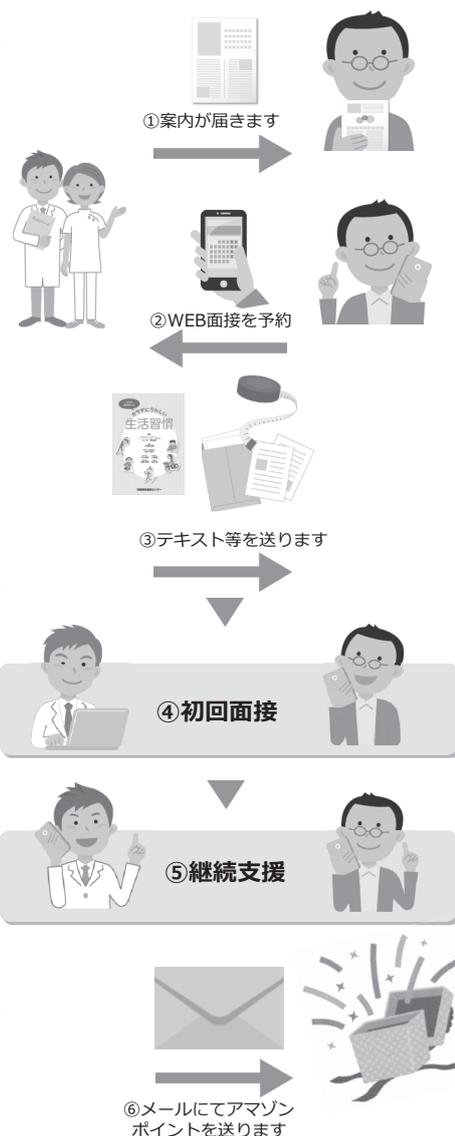
予約日時になったら、メールに記載のURLをクリック、面接を開始します。面接はスマホ、タブレット、パソコンなどお持ちの端末で受けられます。職場、自宅など場所も自由です。Wi-Fi環境を推奨します。

#### ⑤ 継続してお電話にてアドバイス

面接の内容をふまえて電話にて継続支援を行います。

#### ⑥ アマゾンポイントをプレゼント

継続支援を受けられた方へアマゾンポイント（1000ポイント）を差し上げます。ポイントはメールアドレスへお送りします。



# 質 問 票

保険者番号	保険者名
093013	全国歯科医師国民健康保険組合

氏 名	
生年月日	
記 入 日	

※ 各自ご記入下さい

No.	質問項目	選択肢	解答欄
1-3	現在、aからcの薬の使用の有無 <sup>※①</sup>		
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ	
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ	
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ	
4	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ	
5	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ	
6	医師から、慢性腎臓病や慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析など）を受けていますか。	①はい ②いいえ	
7	医師から、貧血といわれたことがある。	①はい ②いいえ	
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 （※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者であり、最近1ヶ月間も吸っている者」）	①はい ②いいえ	
9	20歳のときの体重から10kg以上増加している。	①はい ②いいえ	
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施。	①はい ②いいえ	
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施。	①はい ②いいえ	
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ	
13	食事をかんで食べるときの状態はどれにあてはまりますか。	①何でもかんで食べることができる ②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ほとんどかめない	
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い	
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ	
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない	
17	朝食を抜くことが週3回以上ある。	①はい ②いいえ	
18	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度	①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない（飲めない）	
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合（180ml）の目安：ビール500ml、焼酎（25度）110ml、ウイスキーダブル1杯（60ml）、ワイン2杯（240ml）	①1 合未満 ②1～2 合未満 ③2～3 合未満 ④3 合以上	
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ	
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである（概ね6ヶ月以内） ③近いうちに（概ね1ヶ月以内）改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる（6ヶ月未満） ⑤既に改善に取り組んでいる（6ヶ月以上）	
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか？	①はい ②いいえ	

※①医師の診断・治療のもと服薬中の者を指す。

# マイナンバーカードを健康保険証として はじめてご利用になる方へ

初回のみマイナンバーカードの**健康保険証利用の申込**が必要です！

## 申込方法 1. 顔認証付きカードリーダーで申込

本日から利用の場合

顔認証付きカードリーダーに  
マイナンバーカードを置く



マイナンバーカードを  
保険証として登録する  
ボタンを選択

申込完了！

マイナンバーカードを  
保険証として登録しますか？

登録せずに終了

登録する

※上記画面はイメージです。実際の操作画面とは異なる可能性があります。

医療機関・薬局でできますが、  
申込完了までに少しお時間を  
いただく場合があります。



## 申込方法 2. スマートフォンで申込

次回から利用の場合

スマートフォンに  
「マイナポータルAP」を  
インストールする

「マイナポータルAP」を  
起動する

「申し込む」をタップし、  
マイナンバーカードを  
読み込み、申込完了！

iPhone



Android



※マイナンバーカード読取対応の  
スマートフォンが必要です。  
※利用規約等の確認・同意が必要です。  
※数字4桁の暗証番号が必要です。



このボタンを  
タップ

## 申込方法 3. セブン銀行のATMで申込

全国のセブン銀行のATMでも申込が可能です。お近くのセブン銀行ATMでお手続きください。

利用規約はWEBサイトでも確認できます！

利用規約は裏面をご確認ください

マイナポータル 利用規約

検索

# 健康管理アプリ「カロミル」で 食事と運動の生活習慣を改善し、 健康に近づこう！



ご家族の皆様も  
利用可能



一人だと続かないことも  
みんなですると続けやすい



食事記録や歩くことで  
自分の生活行動がよくわかる



食事・体重・運動を



## かんたん記録

健康管理アプリ「カロミル」

パシャッと  
撮るだけ！  
自動で解析！



# カロミルで 食事と運動の 生活習慣を記録



みんなと一緒に  
楽しく健康管理を  
してみませんか♪



## カロミルご利用ガイド(初期設定)

**1**

QRコードを読み取って  
アプリをダウンロード

「入手」ボタンを  
押してインストール

※アプリダウンロード済みの方は、④へ

**2**

「スタート」を  
押します。

性別・生年月日・都道府県・  
身長・体重を入力して  
「登録」を押します。

**3**

データ利用についての説明を  
読み、「同意して始める」を押し  
ます。

端末の写真から自動で解析の  
「機能をON」を押します。

**4**

データ連携でヘルスケア  
またはGoogleFitを押して、  
「スタート」を押します。

**5**

アプリ内の右下「メニュー」  
から「アカウント」を押します。

「本会員登録」を押します。

**6**

本会員登録の方法を選択。  
メールアドレス登録の場合は、  
アドレスとパスワードを入力後します。

「登録」を押し完了です。

## カロミルで食事と運動の ヘルスケアイベント(予定)

最近、体重が気になる、自分の食生活が気になる  
1人だと難しい食事管理も、チームのみんなと一緒になら実現できるかも…？  
カロミルを使って、楽しく健康管理をしてみませんか♪



# 令和4年 春の叙勲受章

## 旭日小綬章

さいとう ゆき お 夫 先生  
齊 藤 愛

(昭和23年2月26日生)

【受章種別】 旭日小綬章

【功勞種別】 保健衛生功勞

### 【表彰歴】

平成15年11月15日 日本歯科医師会会長表彰  
平成23年10月6日 全国歯科医師国民健康保険組合連合会功勞賞  
令和元年11月2日 厚生労働大臣表彰  
令和3年2月7日 福井県知事表彰 県政功勞賞  
令和3年3月24日 日本学校歯科医会会長表彰

### 【略歴】

#### ●福井県歯科医師会関係

平成6年4月1日～平成9年3月31日 理事  
平成9年4月1日～平成12年3月31日 常務理事  
平成12年4月1日～平成15年3月31日 副会長  
平成21年4月1日～令和元年6月30日 会長

#### ●福井県学校歯科医会

平成9年4月1日～平成15年3月31日 副会長

#### ●全国歯科医師国民健康保険組合関係（本部）

平成11年4月1日～平成20年3月31日 議員  
平成20年4月1日～平成23年3月31日 理事  
平成23年4月1日～平成25年7月31日 常務理事  
平成25年8月1日～現 在 専務理事



#### ●全国歯科医師国民健康保険組合関係（福井県支部）

平成14年4月1日～平成20年3月31日 理事  
平成20年4月1日～平成25年7月31日 常務理事  
平成20年4月1日～令和元年7月30日 副支部長  
令和元年8月1日～現 在 支部長

#### ●日本歯科医師会関係

令和元年6月14日～令和3年6月25日 理事

#### ●日本学校歯科医会関係

平成21年4月1日～平成23年3月31日 理事  
平成23年4月1日～平成25年6月30日 常務理事  
平成25年6月1日～平成27年10月31日 副会長  
平成27年11月1日～平成28年3月31日 会長

#### ●日本歯科医師連盟関係

平成21年4月1日～平成23年3月31日 理事  
平成23年4月1日～令和元年6月30日 評議員

発行所 全国歯科医師国民健康保険組合 栃木県宇都宮市一の沢2-2-5

東京事務所 東京都杉並区高円寺北2-24-2 03-3336-8818

発行人 三塚 憲二

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページ  
<https://www.zensikokuho.or.jp>

ぜひご利用ください！

組合員専用ページのパスワード「648077」

組合報 No91 2022年9月号